



第18期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月25日（木）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム（ホールC）

- ① 新型コロナウイルスへの対応については裏表紙「新型コロナウイルスへの対応と株主の皆さまへのお願い」をご確認ください。
- ① 会場が変更になっていますのでご注意ください。

議案

会社提案：第1号議案（取締役13名選任の件）
第2号議案（株式併合の件）
第3号議案（定款一部変更の件）

会社提案および株主提案：
第4号議案（定款一部変更の件）

株主提案：第5号議案～第9号議案



事前の議決権行使について

インターネットまたは郵送により、議決権行使をお願いします。
詳しくはP96-97をご覧ください。

議決権行使期限

2020年6月24日（水）午後5時まで

NEW

招集通知閲覧も議決権行使もスマホで簡単

招集通知を見る



スマート招集

議決権を行使する



スマート行使®

ごあいさつ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、この度の新型コロナウイルスに感染し、お亡くなりになられた方々、ご遺族の皆さまに謹んで哀悼の意を表すとともに、罹患されている方々や困難な状況におられる方々が一日も早く回復されますよう心よりお祈り申し上げます。

2020年6月25日(木)に第18期定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

全役職員一丸となって企業価値向上に努めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、引き続き、変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役
執行役社長 グループCEO

坂井辰史

第18期 定時株主総会招集ご通知 目次

02 ごあいさつ

04 株主の皆さまへお伝えしたいこと

スマートフォンで招集ご通知の主要なコンテンツをご覧いただけます。

NEW



<https://p.sokai.jp/8411/>

Point 01	安定的な収益構造と強固な財務基盤の構築へ	P.04
Point 02	年間配当金は7円50銭	P.05
Point 03	高い実効性を発揮するガバナンス体制	P.06
Point 04	現在の10株が新たな1株となり、 配当の決定ルールが変更されます	P.08
Point 05	持続的かつ安定的な成長のために	P.10

12 第18期定時株主総会招集ご通知

14 株主総会参考書類

会社提案(第1号議案～第3号議案)	P.14
会社提案および株主提案(第4号議案)	P.36
株主提案(第5号議案～第9号議案)	P.38

46 第18期事業報告

1.当社の現況	P.46
Pick up! 企業集団が対処すべき課題	P.49
2.会社役員	P.61
Pick up! 会社役員に対する報酬等	P.68
3.社外役員	P.72
4.当社の株式	P.73
5.当社の新株予約権等	P.75
6.その他	P.75

76 連結計算書類等

連結計算書類	P.76
計算書類	P.79
監査報告書	P.82

88 ご参考

決算の概要	P.88
これからの経営体制	P.90
政策保有株式に関する方針	P.92

94 議決権行使方法

98 単元未満株式の 買取・買増請求制度について

99 株主の皆さまとの より充実した対話に向けて

今回の記事・内容につきまして、アンケートへのご協力をお願い申し上げます。

第18期事業報告、連結計算書類等の一部はインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより開示しております。詳細はP45をご参照ください。

Point 01

安定的な収益構造と強固な財務基盤の構築へ

■ 決算ハイライト (連結)

(億円)	2019年度	前年度比
親会社株主純利益 ^{※1}	4,485	+3,520 ↑
連結業務純益等 ^{※2}	6,725	+2,642 ↑
与信関係費用	△ 1,717	△ 1,521 ↓
株式等関係損益等	1,265	△ 1,333 ↓
普通株式等Tier1比率	11.65%	△ 1.11% ↓

※1 親会社株主に帰属する当期純利益

※2 連結粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) + 持分法による投資損益等連結調整 (ETF関係損益等を含む)

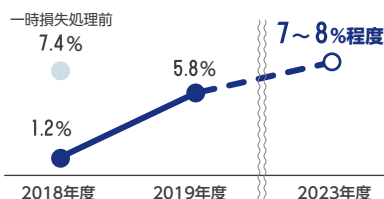
■ 決算のポイント

- 連結業務純益等は、顧客部門・市場部門ともに順調に推移し年度計画6,200億円に対し、108%の達成率
- 親会社株主純利益は、与信関係費用にて新型コロナウイルスの影響を考慮した引当金をフォワード・ルッキングに804億円計上したことを主因に年度計画4,700億円に対し、95%の達成率

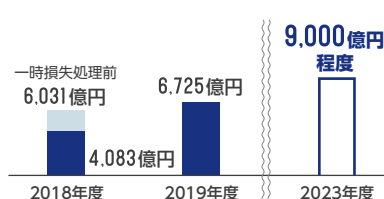
■ 5ヵ年経営計画の財務目標およびその他主要計数に対する実績値

財務目標

■ 連結ROE^{※3}

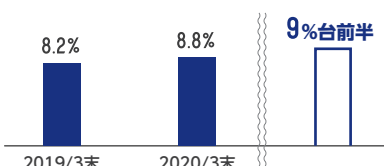


■ 連結業務純益等^{※2}

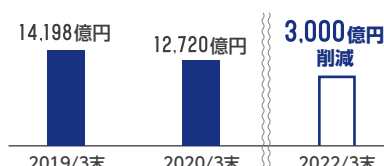


その他主要計数

■ 普通株式等Tier1 (CET1) 比率^{※4}



■ 政策保有株式削減の取組み^{※5}



※3 その他有価証券評価差額金を除く

※4 パーゼルⅢ新規制 (規制最終化) 完全適用ベース、その他有価証券評価差額金を除く。ヘッジ取引による株式含み益の一部固定化効果を含む

※5 その他有価証券のうち時価のあるもの、取得原価ベース

年間配当金は7円50銭

■ 2019年度配当金について

	2019年度 年間配当金	
		うち期末
普通株式1株当たり配当金	7円50銭	3円75銭
配当金の総額	1,904億円	952億円

■ 株主還元方針

当面は現状の配当水準を維持しつつ、
資本基盤の一層の強化を進め早期の株主還元拡充を目指す

各期の株主還元については、当社グループの業績、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制を始めとした国内外の規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、決定

- 当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。
- 株主還元方針のもと、2019年度の親会社株主純利益の実績、自己資本の状況やバーゼル規制を始めとした国内外の規制動向等の事業環境を総合的に勘案し、2019年度配当は期初予想通りの1株当たり7円50銭といたしました。



決算の概要の詳細は
HPでご覧いただけます。

みずほ 決算説明資料 [検索](#)



配当情報の詳細はHPでご覧いただけ
ます。

みずほ 株主還元 [検索](#)

Point 03

高い実効性を発揮するガバナンス

■ 当社ガバナンス体制の特徴

監督と執行の 分離の徹底

監督と執行の分離を徹底し、取締役会が、執行役による職務執行等の経営の監督に最大限専念することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保

経営監督における 独立性確保

〈みずほ〉の経営から独立した社外取締役を中心とした委員会等を活用し、経営陣の任免・処遇等における、意思決定プロセスの客観性・公正性と経営に対する監督の実効性を確保

ステークホルダー への情報発信

コーポレート・ガバナンスに関し、グローバルレベルで推奨されている運営・慣行を積極的に採用し、ステークホルダーに対し適時・適切な情報発信を励行

■ 取締役会議長から見た当社のガバナンスについて

取締役会議長を務められた大田社外取締役に、この1年の取締役会運営についてお聞きしました。

1 当社のガバナンス体制について

5カ年経営計画のスタートにあたり、〈みずほ〉の現状をさらに精密にかつ多角的に分析する作業が行われましたが、それによって、社内・社外の取締役が〈みずほ〉の問題点を深く共有し、構造改革に踏み出すことができました。この1年は、計画進捗の綿密な検証と併せて、人事制度改革やサステナビリティへの取り組み等についても徹底した議論を行いました。

2 当社の今後の取締役会について

「次世代金融」への取り組みは始まったばかりです。新型コロナウイルスの影響により非常に厳しい環境にありますが、〈みずほ〉はこの危機の克服に最大限の努力を行い、改革を加速して、次世代金融への道を切り拓くと確信しています。そのために、新体制となる取締役会は、さらに質の高いガバナンス機能を発揮することでしょう。



ガバナンス体制の詳細は
HPでご覧いただけます。

みずほ コーポレート・ガバナンス体制

検索

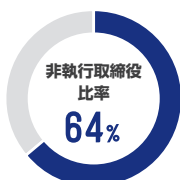
ス体制

■ 2019年度の取締役会および法定3委員会の運営のご報告

取締役会



議長 大田 弘子



取締役会議長は社外取締役

経営の基本方針等の業務執行の決定、および取締役・執行役の監督を行っています

▶ 運営状況

5カ年経営計画初年度であり、ビジネス・財務・経営基盤の三位一体の構造改革を進める重要な一年であるという認識の下、業務計画の遂行状況、次期システム、新人事戦略等についてモニタリングを行いました。また、サステナビリティへの取り組みについても議論を行いました。

指名委員会



委員長 甲斐中 辰夫



メンバーは全員社外取締役

株主総会に提出する取締役の選任・解任議案の内容決定等を行っています

▶ 運営状況

一層の実効性の高いガバナンス体制と坂井グループCEOを中心とした執行体制の強化に向けて、当社取締役候補者の決定、中核3社の取締役人事等に関する承認等を行いました。また、後継者計画の策定・運用状況および人材育成について議論を行いました。

報酬委員会



委員長 山本 正巳



メンバーは全員社外取締役

役員報酬の決定方針や、取締役・執行役の個人別報酬の決定等を行っています

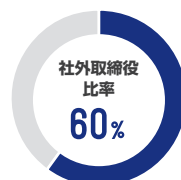
▶ 運営状況

当社グループの持続的かつ安定的な成長等に向け、各役員が果たすべき役割を最大限発揮するための役員報酬の在り方について議論を行いました。また、当社取締役・執行役の個人別報酬の決定のほか、中核3社取締役の個人別報酬の承認等を行いました。

監査委員会



委員長 関 哲夫



過半数が社外取締役

取締役・執行役の職務執行について、適法性・妥当性の監査を行っています

▶ 運営状況

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の有効性を確認するとともに、5カ年経営計画および構造改革について、財務面の進捗状況や計画実現の阻害要因となり得るリスク動向等に関して重点的にモニタリングを行いました。

取締役候補者の選任理由は16頁～28頁に記載しております。▶

Point 04

現在の10株が新たな1株となり、

■ 株式併合について



2020年10月1日に、その前日のご所有株式数の10分の1になります。

例

ご所有資産価値	240,000円	ご所有資産価値	240,000円
ご所有株式数	2,000株	ご所有株式数	200株
当社株価	120円	当社株価	1,200円
1株あたり年間配当金	7円50銭	1株あたり年間配当金	75円0銭
東証での投資単位	12,000円	東証での投資単位	120,000円

- ▶ 投資単位が東証の有価証券上場規程において望ましいとされている「5万円以上50万円未満」になります
- ▶ 1株あたり配当についてよりきめ細かな設定が可能となり、資本運営の柔軟性が高まります

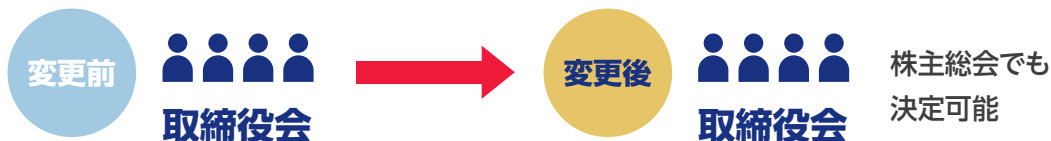
ご注意ください

- 単元株式数は100株のまま変更いたしません。従いまして、株式併合後には取引所での投資単位は株式併合前の10倍の金額になります。
現在1,000株未満の株式をご所有の場合には、新たに単元未満株式が発生することになり、ご売却に制約が生じる場合がございます。
- 株式併合後の1株に満たない端数株式（現在の10株未満の株式）は、当社が一括売却処分または自己株式として買い取り、それらの代金を分配いたします。
単元未満株式の発生や端数株式の売却処分や買い取りに伴うご不便を解消するために、単元未満株式の買取または買増制度がございます。誠に恐れ入りますが、お取引をされている証券会社または株主名簿管理人までお問い合わせください。
- 議決権は本株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

単元未満株式の買取・買増請求制度については98頁に記載しております。▶

配当の決定ルールが変更されます

■ 剰余金の配当等の決定機関について



内容

配当は、取締役会で決定します。
加えて、会社法の手続きに従って、株主の皆さまからご提案をいただいた場合は株主総会で決定します。

理由

- ▶ 企業と株主・投資家の皆さまとの関わり方が変化しています
- ▶ 株主の皆さまのご意見をしっかりお伺いし、建設的な対話を推進します



株式併合等の詳細は
HPでご覧いただけます。

みずほ 定款変更 株式併合

検索

株式併合、剰余金の配当等の決定機関についての詳細は32頁～36頁に記載しております。▶

Point 05

持続的かつ安定的な成長のために

■ 〈みずほ〉における「サステナビリティ」

〈みずほ〉における「サステナビリティ」

〈みずほ〉の持続的かつ安定的な成長、ならびにそれを通じた環境の保全および
内外の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄

■ サステナビリティ重点項目

ステークホルダーからの期待・要請に対し、〈みずほ〉の戦略における重要性や親和性、中長期的な企業価値への影響を踏まえて、サステナビリティ重点項目を特定し、サステナビリティへの取り組みを織り込んだ戦略を策定しています。

ビジネス	少子高齢化と健康・長寿 	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来に備えた資産形成 ● 少子高齢社会に対応したサービス拡充 ● ライフスタイルの多様化に応じた高い利便性
	産業発展とイノベーション 	<ul style="list-style-type: none"> ● 円滑な事業承継 ● 産業構造の転換 ● イノベーションの加速 ● アジアの経済圏の活性化 ● レジリエントな社会インフラ整備
	健全な経済成長 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融資本市場の機能強化 ● キャッシュレス化 ● 環境変化を踏まえた社会制度
	環境配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動への対応促進と脱炭素社会への移行支援
経営基盤	ガバナンス 	<ul style="list-style-type: none"> ● コーポレート・ガバナンスの高度化 ● リスク管理・IT基盤強化・コンプライアンス ● 公平かつ適時・適切な開示とステークホルダーとの対話
	人材 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材育成と働きがいのある職場づくり
	環境・社会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 投融资等における環境配慮・人権尊重 ● 気候変動への対応 ● 金融経済教育/地域・社会貢献活動の推進
多様なステークホルダーとのオープンな連携・協働 		 ※アイコンは関係する主なSDGs(持続可能な開発目標)

■ 気候変動への取組強化

「環境方針」において 気候変動への 取組姿勢を明確化

〈みずほ〉は、「気候変動への対応」を経営戦略における重要課題として位置づけ、2050年を展望し、脱炭素社会の実現に向けて、総合金融グループとしての役割を積極的に果たします

サステナブル ビジネス推進強化

サステナブルファイナンス・環境ファイナンス目標
2019年度～2030年度
累計25兆円(うち環境ファイナンス12兆円)

気候変動リスク 管理の強化

- 「石炭火力発電所の新規建設を資金使途とするファイナンスを行わない」方針に厳格化
- 石炭火力発電所向け与信残高削減目標
2030年度までに2019年度※比50%に削減し、
2050年度までに残高ゼロとする ※2019年度末残高は2,995億円



用語解説

SDGs(持続可能な開発目標)

「SDGs(Sustainable Development Goals)」は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された、2030年までに持続可能な社会の実現を目指す17の目標です。日本においても政府をはじめ多くの企業等において取り組みが進められています。



サステナビリティへの取り組みの詳細はHPでご覧いただけます。

みずほ サステナビリティ [検索](#)



サステナビリティ
ビデオ公開中



株主各位

第18期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を右記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛が求められる事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくこととしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、議決権行使方法に関するご案内(94頁～97頁)をご高覧のうえ、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。また、本株主総会の状況につきましては、株主の皆さまに向けて、インターネットにてライブ中継をいたしますので、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、決議の結果は、当社ウェブサイトにてご報告させていただきます。

敬具

東京都千代田区大手町一丁目5番5号
株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役
執行役社長 グループCEO **坂井辰史**

株主総会にご出席される場合



同封の「議決権行使書」を会場受付へご提出ください。また、第18期定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

事前の議決権行使について

インターネット



詳細につきましては**96頁**をご覧ください。

行使期限

2020年**6月24日**(水曜日)
午後**5時**送信分まで

郵送



詳細につきましては**97頁**をご覧ください。

行使期限

2020年**6月24日**(水曜日)
午後**5時**到着分まで

株主総会のライブ中継の詳細につきましては裏表紙をご覧ください。

機関投資家の
皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

記

- 1 日時 2020年6月25日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
 2 場所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム（ホールC）

3 目的事項

報告事項 第18期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **会社提案（取締役会および指名委員会からご提案させていただく議案）**

第1号議案／取締役13名選任の件

第2号議案／株式併合の件

第3号議案／定款一部変更の件

会社提案および株主提案

第4号議案／定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

株主提案（一部の株主さまからご提案された議案）

第5号議案／定款一部変更の件（パリ協定の目標に沿った投資のための経営戦略を記載した計画の開示）

第6号議案／定款一部変更の件（株主提案議案の株主総会参考書類記載）

第7号議案／定款一部変更の件（優越的地位にあるみずほ銀行が、株主提案者が勤務する取引先の企業に対して不当な圧力を与え、株主提案者に対して、当社グループへの株主提案を止めさせ、株主総会の場での株主質問をさせないようにさせて、株主へ不当に不利益を与える行為等の優越的地位の濫用を禁止）

第8号議案／定款一部変更の件（優越的地位にあるみずほ銀行が、係争相手先の代理人に対して不当な圧力を与え、取引先等に対して不当に不利益を与える行為等の優越的地位の濫用の禁止）

第9号議案／定款一部変更の件（内部告発窓口の設置）

取締役会としては、第5号議案～第9号議案に反対しております。

以上

株主総会運営についてのご案内

- 代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
- 株主さまへのお土産はご用意しておりません。

ご注意

- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<https://www.mizuho-fg.co.jp/>

みずほFG 検索



株主総会参考書類

会社提案
第1号議案

取締役13名選任の件

第17期定時株主総会で選任されました全取締役14名のうち、小杉雅弘氏は2020年4月1日付で取締役を辞任しております。小杉氏を除く取締役13名は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案が承認された場合、取締役会議長は小林いずみ氏を予定しております（現在の取締役会議長は、大田弘子氏）。

社外取締役候補者6名については、全員が当社の定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。（同基準の概要については30頁をご参照ください。）

社内取締役

候補者番号	候補者氏名	取締役就任年	現在の当社における地位及び担当
1	さか い たつ ふみ 坂井 辰史 [男性] 再任	2018年	取締役 兼 執行役社長（代表執行役） グループCEO
2	いし い さとし 石井 哲 [男性] 再任	2019年	取締役 兼 執行役専務（代表執行役） デジタルイノベーション担当役員（CDIO） 兼 IT・システムグループ長（グループCIO） 兼 事務グループ長（グループCOO）
3	わか ばやし もと のり 若林 資典 [男性] 再任	2019年	取締役 兼 執行役専務 リスク管理グループ長（グループCRO）
4	うめ みや まこと 梅宮 真 [男性] 再任	2017年	取締役 兼 執行役専務 財務・主計グループ長（グループCFO）
5	え はら ひろ あき 江原 弘晃 [男性] 再任	2019年	取締役 兼 執行役常務 人事グループ長（グループCHRO）
6	さ とう やす ひろ 佐藤 康博 [男性] 再任 非執行	2009年	取締役会長
7	ひら ま ひさ あき 平間 久顕 [男性] 再任 非執行	2019年	取締役 監査委員 リスク委員長



その他、取締役会の構成等の詳細は、HPでご覧いただけます。

みずほ コーポレート・ガバナンス体制 検索

ガバナンス体制の特長

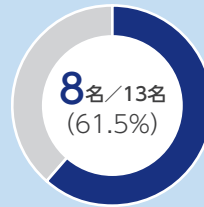
●指名委員会等設置会社を選択

取締役会、法定3委員会、執行役の機能を最も有効に発揮可能

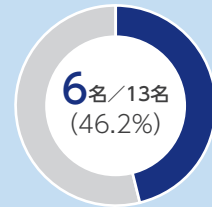
●監督と執行を分離

取締役会が経営の監督に最大限専念 / 執行役への業務執行の決定を最大限委任

非業務執行取締役



独立社外取締役



社外取締役

候補者番号	候補者氏名	取締役就任年	現在の当社における地位及び担当	就任予定の委員会			当社が取締役候補者に特に期待する分野*					
				指名	報酬	監査	企業経営	法律	財務会計	金融	テクノロジー	
8	せき 関 哲夫 [男性]	2015年	取締役 指名委員 報酬委員 監査委員長	●	●	★	●	●	●	●	●	●
9	かいなか たつ お 甲斐中辰夫 [男性]	2014年	取締役 指名委員長 報酬委員 監査委員	★	●	●	●	●	●	●	●	●
10	こばやし よし みつ 小林喜光 [男性]	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●
11	さとう りょう じ 佐藤良二 [男性]	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●
12	やまもと まさ み 山本正巳 [男性]	2019年	取締役 指名委員 報酬委員長	●	★	●	●	●	●	●	●	●
13	こばやし いずみ 小林いずみ [女性]	2017年	取締役 指名委員 リスク委員	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※ 上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

★ 委員長

候補者
番号

1

さ かい
坂 井
た つ ぶ み
辰 史

再任

1959年8月27日生 (60歳)

現在の当社における地位および担当

取締役 兼 執行役社長 (代表執行役)
グループCEO

所有する当社株式の数 (注) 1

現に所有する普通株式 374,216株
潜在的に所有する普通株式 226,016株

取締役会等への出席状況
(2019年度)

取締役会 10 / 10回 (100%)

取締役在任年数

2年 (本総会終結時)



□ 取締役候補者とした理由

1984年より、当社グループの一員として、経営企画、投資銀行業務、国際業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOやみずほ証券株式会社取締役社長としての経営経験も豊富な人物であります。業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

□ 略歴

用語の定義 | B K : 株式会社みずほ銀行、C B : 株式会社みずほコーポレート銀行、
T B : みずほ信託銀行株式会社、S C : みずほ証券株式会社

2011年 4月 C B 執行役員 企画グループ統括役員付
シニアコーポレートオフィサー
2012年 4月 当社 執行役員 グループ企画部長
2013年 4月 当社 常務執行役員 投資銀行ユニット長
2014年 4月 当社 常務執行役員 国際ユニット長
(2015年4月より執行役常務)

2016年 4月 S C 取締役社長
2018年 4月 当社 執行役社長 (グループCEO) (2018年
6月より取締役 兼 執行役社長) (現職)
B K 取締役 (現職)
T B 取締役 (現職)
S C 取締役 (現職)

□ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 取締役 / みずほ信託銀行株式会社 取締役 / みずほ証券株式会社 取締役

候補者
番号2 いし い
石井さとし
哲

再任

1963年9月1日生 (56歳)

現在の当社における地位および担当

取締役 兼 執行役専務 (代表執行役)
デジタルイノベーション担当役員 (CDIO)
兼 IT・システムグループ長 (グループCIO)
兼 事務グループ長 (グループCOO)

所有する当社株式の数 (注)1

現に所有する普通株式 288,511株
潜在的に所有する普通株式 166,997株取締役会等への出席状況
(2019年度) (注)2

取締役会 8 / 8 回 (100%)

取締役在任年数

1年 (本総会最終時)



□ 取締役候補者とした理由

1986年より、当社グループの一員として、デジタルイノベーション業務、IT・システム企画、事務企画、人事業務、国際業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。デジタルイノベーション担当役員、IT・システムグループ長および事務グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

□ 略歴

用語の定義 | B K : 株式会社みずほ銀行

2014年 4月 当社 執行役員 取締役会室長
2015年 4月 当社 執行役常務 人事グループ長
2017年 4月 B K 専務執行役員 営業統括

2019年 4月 当社 執行役専務
デジタルイノベーション担当役員
兼 IT・システムグループ長
兼 事務グループ長 (2019年6月より取締役
兼 執行役専務) (現職)
B K 副頭取執行役員
デジタルイノベーション部担当役員
兼 IT・システムグループ長
兼 事務グループ長 (現職)

□ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員

候補者
番号

3

わかばやし
若林

もとのり
資典

再任

1964年8月13日生 (55歳)

現在の当社における地位および担当

取締役 兼 執行役専務
リスク管理グループ長(グループCRO)

所有する当社株式の数 (注)1

現に所有する普通株式 61,965株
潜在的に所有する普通株式 150,211株

取締役会等への出席状況
(2019年度) (注)2

取締役会 8 / 8 回(100%)

取締役在任年数

1年(本総会最終時)



□ 取締役候補者とした理由

1987年より、当社グループの一員として、リスク管理、リサーチ&コンサルティング業務、営業、企業審査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。リスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

□ 略歴

用語の定義

B K : 株式会社みずほ銀行、T B : みずほ信託銀行株式会社、
R I : みずほ総合研究所株式会社

2015年 4月 B K 執行役員 産業調査部長
2016年 4月 B K 常務執行役員
リサーチ&コンサルティングユニット長
兼 営業部店担当役員
2018年 4月 当社 執行役常務
リサーチ&コンサルティングユニット長
2019年 4月 当社 執行役常務
リサーチ&コンサルティングユニット長
兼 リスク管理グループ長
(2019年6月より取締役 兼 執行役常務)

2019年 6月 R I 取締役社長
2020年 4月 当社 取締役 兼 執行役専務
リスク管理グループ長
(現職)
B K 副頭取執行役員 リスク管理グループ長
(現職)
T B 副社長執行役員 リスク管理グループ長
(現職)

□ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員 / みずほ信託銀行株式会社 副社長執行役員

候補者
番号

4

うめみや
梅宮まこと
真

再任

1964年12月23日生 (55歳)

現在の当社における地位および担当

取締役 兼 執行役専務
財務・主計グループ長(グループCFO)

所有する当社株式の数 (注) 1

現に所有する普通株式 77,804株
潜在的に所有する普通株式 124,674株取締役会等への出席状況
(2019年度)

取締役会10/10回(100%)

取締役在任年数

3年(本総会終結時)

□ 取締役候補者とした理由

1987年より、当社グループの一員として、財務企画、ポートフォリオマネジメント業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

□ 略歴

用語の定義 | BK：株式会社みずほ銀行
TB：みずほ信託銀行株式会社

2015年 4月 当社 執行役員 財務企画部長
2017年 4月 当社 執行役常務 財務・主計グループ長
(2017年6月より取締役 兼 執行役常務)
BK 常務取締役 財務・主計グループ長
(2019年4月より常務執行役員)

2020年 4月 当社 取締役 兼 執行役専務 財務・主計グループ長 (現職)
BK 副頭取執行役員 財務・主計グループ長 (現職)
TB 副社長執行役員 財務・主計グループ長 (現職)

□ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員 / みずほ信託銀行株式会社 副社長執行役員

候補者
番号

5

えはら
江原

ひろあき
弘晃

再任

1965年2月5日生（55歳）

現在の当社における地位および担当

取締役 兼 執行役常務
人事グループ長（グループCHRO）

所有する当社株式の数（注）¹

現に所有する普通株式 94,213株
潜在的に所有する普通株式 132,338株

取締役会等への出席状況
（2019年度）（注）²

取締役会 8 / 8 回（100%）

取締役在任年数

1年（本総会終結時）



□ 取締役候補者とした理由

1987年より、当社グループの一員として、人事業務、事務企画、営業、内部監査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。人事グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

□ 略歴

用語の定義 | B K：株式会社みずほ銀行、T B：みずほ信託銀行株式会社

2015年 4月 T B 執行役員 信託総合営業第六部長
2016年 4月 T B 常務取締役 人事グループ長
兼 内部監査グループ長

2019年 4月 当社 執行役常務 人事グループ長
（2019年6月より取締役 兼 執行役常務）
（現職）
B K 常務執行役員 人事グループ長（現職）
T B 常務執行役員 人事グループ長（現職）

□ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 常務執行役員 / みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員

候補者
番号

6

さとう
佐藤やすひろ
康博

再任

非執行

1952年4月15日生 (68歳)

現在の当社における地位および担当

取締役会長*

所有する当社株式の数 (注)1

現に所有する普通株式 1,020,160株
潜在的に所有する普通株式 578,794株取締役会等への出席状況
(2019年度)

取締役会10/10回 (100%)

取締役在任年数

11年 (本総会最終時)



□ 取締役候補者とした理由

1976年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOや株式会社みずほ銀行取締役頭取としての経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

□ 略歴

用語の定義 | B K：株式会社みずほ銀行、C B：株式会社みずほコーポレート銀行、
T B：みずほ信託銀行株式会社、S C：みずほ証券株式会社

2003年 3月	C B 執行役員 インターナショナルバンキングユニット・シニアコーポレートオフィサー	2013年 7月	B K 取締役頭取
2004年 4月	C B 常務執行役員 営業担当役員	2014年 4月	B K 取締役 (2018年4月まで) T B 取締役 (2018年4月まで) S C 取締役 (2018年4月まで)
2006年 3月	C B 常務取締役 コーポレートバンキングユニット統括役員	2014年 6月	当社 取締役 兼 執行役社長 (グループCEO)
2007年 4月	C B 取締役副頭取 内部監査統括役員	2018年 4月	当社 取締役会長 兼 執行役 (2018年6月より取締役会長) (現職)
2009年 4月	C B 取締役頭取 (2013年7月まで)		
2009年 6月	当社 取締役		
2011年 6月	B K 取締役 当社 取締役社長 (グループCEO) (2014年6月まで)		

□ 重要な兼職の状況

なし

※なお、佐藤康博氏は、取締役会の議長ではございません。

候補者
番号

7

ひらま
平間

ひさあき
久顕

再任

非執行

1962年12月26日生 (57歳)

現在の当社における地位および担当

取締役 監査委員 リスク委員長

所有する当社株式の数 (注) 1

現に所有する普通株式 171,834株
潜在的に所有する普通株式 82,646株

取締役会等への出席状況
(2019年度) (注) 2

取締役会 8 / 8 回 (100%)
監査委員会 12 / 12 回 (100%)
リスク委員会 7 / 7 回 (100%)

取締役在任年数

1年(本総会終結時)



□ 取締役候補者とした理由等

1986年より、当社グループの一員として、主計業務、営業、内部監査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

なお、同氏は当社および株式会社みずほ銀行の主計部長ならびに当社監査委員としての経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

□ 略歴

用語の定義 | B K : 株式会社みずほ銀行

2014年 4月 B K 執行役員
丸の内中央支店丸の内中央第一部長
2015年 4月 B K 執行役員 名古屋営業部長
2017年 4月 B K 常務執行役員 内部監査グループ長

2019年 4月 当社 監査委員会付理事
2019年 6月 当社 取締役 (現職)

□ 重要な兼職の状況

なし

候補者
番号

8

せき
関てつお
哲夫

再任

社外

独立
役員

1938年7月29日生 (81歳)

現在の当社における地位および担当

取締役

指名委員

報酬委員

監査委員長

所有する当社株式の数 (注) 1

現に所有する普通株式 61,959株
潜在的に所有する普通株式 23,700株取締役会等への出席状況
(2019年度)取締役会 10/10回 (100%)
指名委員会 10/10回 (100%)
報酬委員会 3/3回 (100%)
監査委員会 16/16回 (100%)

取締役在任年数

5年(本総会終結時)

期待される分野

企業経営 / 財務・会計 / 金融



□ 取締役候補者とした理由等

関氏は、新日本製鐵株式会社代表取締役副社長および株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長のほか、公益社団法人日本監査役協会会長および日本郵政株式会社監査委員長も歴任されております。同氏の経営者等としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループの内部統制システムやグループガバナンスのさらなる高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は新日本製鐵株式会社CFO、公益社団法人日本監査役協会会長および当社監査委員としての経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

□ 関氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

□ 取締役会等での活動状況

経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、業績に対するアカウンタビリティ、中長期的な課題への対応の必要性等について積極的な提言を行いました。また監査委員会の委員長として、監査委員会による5ヵ年経営計画の遂行状況モニタリングへの取組みを牽引しました。

□ 略歴

1963年 4月	八幡製鐵株式会社 入社	2007年10月	公益社団法人 日本監査役協会 会長 (2008年10月まで)
1993年 6月	新日本製鐵株式会社 取締役		日本郵政株式会社 社外取締役 (2008年9月まで)
1997年 4月	同 常務取締役		
2000年 4月	同 代表取締役副社長		
2003年 6月	同 常任顧問	2008年 6月	新日本製鐵株式会社 常任顧問 (2008年9月まで)
2004年 6月	同 常任監査役		
2006年 6月	テルモ株式会社 社外取締役 (2008年9月まで)	2008年10月	株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長
2007年 3月	サッポロホールディングス株式会社 社外取締役 (2008年9月まで)	2013年 6月	同 相談役
2007年 6月	株式会社東京金融取引所 社外取締役 (2008年9月まで)	2015年 6月	同 名誉顧問 (現職) 当社 社外取締役 (現職)
		2016年 3月	サッポロホールディングス株式会社 監査役 (2020年3月まで)

□ 重要な兼職の状況

なし

候補者
番号

9

か い な か た つ お
甲斐中 辰夫

再任

社外

独立
役員



1940年1月2日生（80歳）

現在の当社における地位および担当

取締役 指名委員長 報酬委員 監査委員

所有する当社株式の数（注）¹

現に所有する普通株式 31,200株
潜在的に所有する普通株式 23,700株

取締役会等への出席状況
（2019年度）

取締役会 10／10回（100%）
指名委員会 10／10回（100%）
報酬委員会 3／3回（100%）
監査委員会 16／16回（100%）

取締役在任年数

6年（本総会終結時）

期待される分野

法律

□ 取締役候補者とした理由等

甲斐中氏は、東京高等検察庁検事長、最高裁判所判事等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。同氏の、その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよび危機管理体制等のさらなる強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

□ 甲斐中氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。弁護士である同氏と当社グループの関係については、同氏および同氏が所属する卓照綜合法律事務所が、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものではございません。

□ 取締役会等での活動状況

検事、裁判官および弁護士としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、内部統制システムの重要性、コンプライアンス管理強化について積極的な提言を行いました。また指名委員会の委員長として、適材適所を徹底した役員の基幹人事の決定・承認プロセスを牽引しました。

□ 略歴

用語の定義 | B K : 株式会社みずほ銀行

1966年 4月	検事任官	2010年 4月	卓照綜合法律事務所入所（現職）
2002年 1月	東京高等検察庁 検事長	2011年 1月	生命保険契約者保護機構 理事長（現職）
2002年10月	最高裁判所 判事	2013年11月	B K 社外取締役（2014年6月まで）
2010年 3月	東京弁護士会弁護士登録	2014年 6月	当社 社外取締役（現職）

□ 重要な兼職の状況

卓照綜合法律事務所 所属弁護士 / 生命保険契約者保護機構 理事長 / 株式会社オリエンタルランド 社外監査役

候補者
番号

10

こばやし
小林よしみつ
喜光

新任

社外

独立
役員

1946年11月18日生 (73歳)

現在の当社における地位および担当

所有する当社株式の数 (注)1

現に所有する普通株式 0株

潜在的に所有する普通株式 0株

取締役会等への出席状況
(2019年度)

取締役在任年数

— (本総会終結時)

期待される分野

企業経営 / テクノロジー



□ 取締役候補者とした理由

小林氏は、株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役社長を経験された後、現在は同社取締役会長として活躍されるとともに、経済財政諮問会議議員および経済同友会代表幹事等を歴任され、現在は内閣府規制改革推進会議議長等の重責を担われております。同氏のグローバル企業の経営者としての豊富な経験とコーポレート・ガバナンスにおける高い識見等を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

□ 小林氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

□ 略歴

1974年12月	三菱化成工業株式会社 (現 三菱ケミカル株式会社) 入社	2009年 4月	株式会社地球快適化インスティテュート 取締役社長
2005年 4月	同 常務執行役員 株式会社三菱化学科学技術研究センター 取締役社長	2012年 6月	株式会社ジャパンディスプレイ 社外取締役 (2015年3月まで) 東京電力株式会社 社外取締役 (2015年3月まで)
2006年 6月	株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役 株式会社三菱化学生命科学研究所 代表取締役	2015年 2月	株式会社地球快適化インスティテュート 取締役会長 (現職)
2007年 2月	三菱化学株式会社 取締役 兼 常務執行役員	2015年 4月	公益社団法人経済同友会 代表幹事 (2019年4月まで)
2007年 4月	株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役社長 三菱化学株式会社 取締役社長	2015年 6月	株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役会長 (現職)
		2015年 9月	株式会社東芝 社外取締役 (現職)
		2018年 6月	同 取締役会議長 (現職)

□ 重要な兼職の状況

株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役会長 / 株式会社東芝 社外取締役 /
株式会社地球快適化インスティテュート 取締役会長

候補者
番号

11

さとう
佐藤

りょうじ
良二

新任

社外

独立
役員

1946年12月7日生 (73歳)

現在の当社における地位および担当

所有する当社株式の数 (注) 1

現に所有する普通株式 5,000株
潜在的に所有する普通株式 0株

取締役会等への出席状況
(2019年度)

取締役在任年数

— (本総会終結後)

期待される分野

財務・会計



□ 取締役候補者とした理由等

佐藤氏は、監査法人トーマツ包括代表社員（CEO）のほか、株式会社東芝監査委員会委員長等を歴任され、現在は公認会計士として活躍されております。その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由から、また、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有していること等から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

□ 佐藤氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

公認会計士である同氏と当社グループの関係については、同氏は、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ておりません。

□ 略歴

1969年 4月	日興証券株式会社 (現 SMBC日興証券株式会社) 入社	2004年 6月	同 東京地区代表社員 兼 東京地区経営執行役員
1971年10月	等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所	2007年 6月	同 包括代表社員 (CEO)
1975年 2月	公認会計士登録	2010年11月	有限責任監査法人トーマツ シニアアドバイザー (2011年5月まで)
1978年 1月	Touche Ross ニューヨーク事務所	2011年 6月	株式会社クボタ 社外監査役 (2015年6月まで)
1979年 9月	Touche Ross ロンドン事務所	2015年 9月	株式会社東芝 社外取締役 (2019年6月まで)
1983年 5月	等松青木監査法人 パートナー	2016年 7月	日本生命保険相互会社 社外監査役 (現職)
2001年 6月	監査法人トーマツ 東京地区業務執行役員		

□ 重要な兼職の状況

日本生命保険相互会社 社外監査役

候補者番号 **12** やまもと **まさみ** **山本 正巳** 再任 社外 独立役員

1954年1月11日生 (66歳)

現在の当社における地位および担当

取締役 指名委員 報酬委員長

所有する当社株式の数 (注)1

現に所有する普通株式 28,555株
潜在的に所有する普通株式 12,500株

取締役会等への出席状況
(2019年度) (注)2

取締役会 8 / 8 回 (100%)
指名委員会 9 / 9 回 (100%)
報酬委員会 3 / 3 回 (100%)

取締役在任年数

1年(本総会終結時)

期待される分野

企業経営 / テクノロジー



□ 取締役候補者とした理由

山本氏は、富士通株式会社代表取締役社長および代表取締役会長を歴任され、現在は同社取締役シニアアドバイザーとして活躍されております。同氏のグローバル企業の経営者としての豊富な経験とテクノロジー領域における高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

□ 山本氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

同氏が取締役シニアアドバイザーを務める富士通株式会社と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結業務粗利益に占める当社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。

□ 取締役会等での活動状況

経営者として豊富な経験と高い識見を活かし、デジタル金融の新しいビジネスモデル構築、サステナビリティへの取組み等について、積極的な提言を行いました。また報酬委員会の委員長として、2018年度の業績を踏まえた適切な役員報酬等の決定・承認プロセスを牽引しました。

□ 略歴

2004年 6月	富士通株式会社 パーソナルビジネス本部副 本部長	2015年 6月	同 代表取締役会長
2005年 6月	同 経営執行役*	2017年 6月	同 取締役会長 JFEホールディングス株式会社 社外取締役 (現職)
2007年 6月	同 経営執行役*常務	2019年 6月	当社 社外取締役 (現職) 富士通株式会社 取締役シニアアドバイザー (現職)
2010年 1月	同 執行役員副社長		
2010年 4月	同 執行役員社長		
2010年 6月	同 代表取締役社長		

※ 経営執行役：2009年6月より「執行役員」に呼称変更

□ 重要な兼職の状況

富士通株式会社 取締役シニアアドバイザー / JFEホールディングス株式会社 社外取締役

候補者
番号

こばやし
13 小林 いずみ

再任

社外

独立
役員

1959年1月18日生 (61歳)

現在の当社における地位および担当

取締役 指名委員 リスク委員

所有する当社株式の数 (注) 1

現に所有する普通株式 18,735株
潜在的に所有する普通株式 23,700株

取締役会等への出席状況
(2019年度)

取締役会 10/10回(100%)
指名委員会 10/10回(100%)
リスク委員会 8/8回(100%)

取締役在任年数

3年(本総会終結時)

期待される分野

企業経営 / 金融



□ 取締役候補者とした理由

小林氏は、メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長および世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官を歴任されております。同氏の国内外で培ってきた豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

□ 小林氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

□ 取締役会等での活動状況

経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、サステナビリティへの取組みのアカウントビリティ、ビジネスモデルやカルチャーを転換していく必要性、様々なリスクが顕現化する中での適切なリスクモニタリング等について積極的な提言を行いました。

□ 略歴

1981年 4月	三菱化成工業株式会社 (現 三菱ケミカル株式会社) 入社	2013年11月	サントリーホールディングス株式会社 社外取締役 (2017年3月まで)
1985年 6月	メリルリンチ・フューチャーズ・ジャパン株式会社 入社	2014年 6月	三井物産株式会社 社外取締役 (現職)
2001年12月	メリルリンチ日本証券株式会社 代表取締役社長 (2008年11月まで)	2014年 7月	当社 リスク委員会委員 (取締役でない外部専門家として2017年6月まで)
2002年 7月	株式会社大阪証券取引所 社外取締役	2015年 4月	公益社団法人経済同友会 副代表幹事 (2019年4月まで)
2008年11月	世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官	2016年 6月	日本放送協会 経営委員会委員 (2019年6月まで)
2013年 7月	ANAホールディングス株式会社 社外取締役 (現職)	2017年 6月	当社 社外取締役 (現職)

□ 重要な兼職の状況

ANAホールディングス株式会社 社外取締役 / 三井物産株式会社 社外取締役 /
オムロン株式会社 社外取締役 (2020年6月に開催予定の定時株主総会に付議される予定)

- (注) 1. 潜在的に所有する普通株式は、株式報酬制度で付与された株式給付等ポイント、および過去のストックオプション制度で付与された新株予約権に相当する、今後交付予定の株式数をご参考としてお示ししているものであります。
2. 石井哲氏、若林典典氏、江原弘晃氏、平間久顕氏、山本正巳氏の取締役会等への出席状況については、2019年6月の取締役就任以降、2019年度に開催された取締役会等への出席状況を記載しております。
3. 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併存続会社として2013年7月1日に合併し、株式会社みずほコーポレート銀行の商号を株式会社みずほ銀行に変更いたしました。
4. 佐藤康博および平間久顕の2氏は、社内取締役のうち、当社または当社子会社の執行役、執行役員、専門役員、使用人、または業務執行取締役を兼務しない、非執行取締役候補者であります。
5. 関哲夫、甲斐中辰夫、小林喜光、佐藤良二、山本正巳および小林いずみの6氏は、当社社外取締役の独立性基準を充足しております。小林喜光氏および佐藤良二氏を除く4氏は、現任期において株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、小林喜光氏および佐藤良二氏についても、独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役候補者である関哲夫、甲斐中辰夫、山本正巳および小林いずみの4氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会で上記4氏および小林喜光氏および佐藤良二氏の各社外取締役候補者が選任された場合は、上記4氏については同内容の契約を継続する予定であり、小林喜光氏および佐藤良二氏については同内容の契約を締結する予定であります。
7. 本議案が承認された場合、取締役会の議長および委員会の構成について以下を予定しております。
取締役会議長 : 小林いずみ
指名委員会 : 甲斐中辰夫 (委員長)、関哲夫、小林喜光、山本正巳、小林いずみ
報酬委員会 : 山本正巳 (委員長)、関哲夫、甲斐中辰夫
監査委員会 : 関哲夫 (委員長)、甲斐中辰夫、佐藤良二、平間久顕
リスク委員会 : 平間久顕 (委員長)、小林いずみ、玉木林太郎 (外部専門家)、仲浩史 (外部専門家)
8. 取締役の年齢は、本総会時の満年齢となります。
9. 佐藤良二氏が2011年6月から2015年6月まで社外監査役を務めていた株式会社クボタは、2018年11月、同社の製品である「圧縮ロール」及び「圧縮機用シリンドラライナー」に関して、お取引先へ提出する検査成績書に一部実際と異なる数値を記載する不適切行為が過去にあったことを、その調査報告書とともに公表いたしました。同氏は、本件に関与しておらず、また不適切行為の公表時には既に退任しておりましたが、在任中は日頃から法令等遵守の重要性について注意喚起を行っておりました。
10. 山本正巳氏が取締役シニアアドバイザーを務めている富士通株式会社は、同氏が取締役として在任中の2016年7月に、東京電力株式会社が発注する電力保安通信機器の取引について独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、2017年2月には、中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引について公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとの認定を受けました。本件においては、富士通株式会社は公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれも受けておりません。同氏は本件に関与しておらず、また日頃から取締役会等において、法令等遵守の重要性について注意喚起を行っておりました。本事案発覚後、法令等遵守に関する取り組みの一層の強化と再発防止の徹底等、取締役会長および取締役シニアアドバイザーとしての職責を果たしております。

「当社社外取締役の独立性基準」の概要

1. 当社またはその現在の子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、専門役員または使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、その就任の前10年間に於いても業務執行者ではなかったこと、また、当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、専門役員または使用人ではないこと
2. (1) 当社または中核3社を主要な取引先とする者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと
(2) 当社または中核3社の主要な取引先である者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと
3. 当社または中核3社から、一定額（過去3年平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと
4. 当社またはその子会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社、もしくはその子会社の業務執行者ではないこと
5. 現在、当社またはその子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社またはその現在の子会社の監査業務を担当したことがないこと
6. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核3社から過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社または中核3社を主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファームの社員等ではないこと
7. 当社またはその現在の子会社の取締役、執行役、執行役員、専門役員または参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、また、最近5年間に於いて当該取締役、執行役、執行役員、専門役員または役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと、かつ、その近親者が上記1後段、2、3、5、6と同様の基準に該当しないこと（重要でない者を除く）
8. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
9. 仮に上記2～7のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外取締役候補者とすることができる。
※ 「中核3社」：株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社
※ 「主要な取引先」：直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定

株式併合の件

1 提案の理由

本議案は、当社の普通株式10株を1株に併合する株式併合を実施するものであります。

当社の株価は119.8円、投資単位は11,980円（2020年5月14日現在）であり、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を大幅に下回っておりますが、本株式併合によりこの状況の改善を図るものであります。

また、2019年度よりスタートした5ヵ年経営計画においては、株主還元方針として、「当面は現状の配当水準を維持しつつ、資本基盤の一層の強化を進め早期の株主還元拡充を目指す」こととしております。本株式併合を実施することにより、1株あたり配当についてよりきめ細かな設定が可能となり、資本運営の柔軟性が高まるものと考えております。

第4号議案での剰余金の配当等の決定機関に係る定款の一部変更と本株式併合を通じて、株主の皆さまとの資本政策に係る対話の充実に努めてまいります。

2 提案の内容

- (1) 併合する株式の種類
普通株式
- (2) 併合の割合
10株を1株に併合いたしたいと存じます。
- (3) 併合の効力発生日
2020年10月1日
- (4) 効力発生日における発行可能株式総数
5,130,000,000株
会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日に変更されます。
- (5) その他
手続き上必要な事項につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

(参考)

- (1) 併合により減少する株式数（減少する株式数は変動する可能性があります）

併合前の発行済株式総数（2020年3月31日現在）	25,392,498,945株
併合により減少する株式数	22,853,249,051株
併合後の発行済株式総数	2,539,249,894株

(注) 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、本株式併合前の発行済株式総数および併合比率に基づき算出した理論値です。

(2) 併合により減少する株主数

2020年3月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	1,037,738名 (100.0%)	25,392,498,945株 (100.0%)
10株未満所有株主	19,240名 (1.85%)	62,851株 (0.0002%)
10株以上100株未満所有株主	26,925名 (2.59%)	1,155,163株 (0.005%)
100株以上1,000株未満所有株主	254,878名 (24.56%)	89,624,711株 (0.35%)
1,000株以上所有株主	736,695名 (70.99%)	25,301,656,220株 (99.64%)

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主さま19,240名（その所有株式数の合計は62,851株）は株主たる地位を失うこととなります。

また、所有株式100株以上1,000株未満の株主さま254,878名（その所有株式数の合計は89,624,711株。議決権を保有する単元株主数991,573名に対する割合25.70%）は取引所市場における売買機会および株主総会における議決権を失うこととなります。

上記のような当社の単元未満株式を所有することとなる株主さまは、会社法第194条第1項ならびに当社定款第8条および第9条の規定により、株主さまが所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数までの株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができます。また、同法第192条第1項および当社定款第8条の規定により、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引をされている証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の規定により、その株式について当社が一括で売却処分または自己株式として買い取り、それらの代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

定款一部変更の件

1 提案の理由

第2号議案の承認可決を条件として、株式併合の割合を勘案し、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定される普通株式および第一回第十四種から第四回第十六種までの優先株式に係る発行可能種類株式総数を変更するものであります。なお、発行可能株式総数は、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生に伴って変更されますので、本議案の変更対象ではありません。併せて、現行定款第13条（優先配当金）第1項に規定される優先配当金、ならびに第15条（残余財産の分配）第1項に規定される残余財産の分配について、株式併合に伴い、現行定款の規定と同水準となるよう変更を行うものであります。

また、経営体制を機動的に構築することを目的として、取締役でない者を執行役社長として選任した場合、株主総会で取締役を選任いただくまでの間、執行役社長を兼務する取締役が置かれなことから、このような場合、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、他の取締役または執行役が議長となることを明確化するため、現行定款第23条（招集権者および議長）を変更するものであります。

2 提案の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、51,300,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を、それぞれ超えないものとする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,130,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて90,000,000株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて90,000,000株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて150,000,000株を、それぞれ超えないものとする。
普通株式 48,000,000,000株	普通株式 4,800,000,000株
第一回第十四種の優先株式 900,000,000株	第一回第十四種の優先株式 90,000,000株
第二回第十四種の優先株式 900,000,000株	第二回第十四種の優先株式 90,000,000株
第三回第十四種の優先株式 900,000,000株	第三回第十四種の優先株式 90,000,000株
第四回第十四種の優先株式 900,000,000株	第四回第十四種の優先株式 90,000,000株
第一回第十五種の優先株式 900,000,000株	第一回第十五種の優先株式 90,000,000株
第二回第十五種の優先株式 900,000,000株	第二回第十五種の優先株式 90,000,000株
第三回第十五種の優先株式 900,000,000株	第三回第十五種の優先株式 90,000,000株
第四回第十五種の優先株式 900,000,000株	第四回第十五種の優先株式 90,000,000株
第一回第十六種の優先株式 1,500,000,000株	第一回第十六種の優先株式 150,000,000株
第二回第十六種の優先株式 1,500,000,000株	第二回第十六種の優先株式 150,000,000株
第三回第十六種の優先株式 1,500,000,000株	第三回第十六種の優先株式 150,000,000株
第四回第十六種の優先株式 1,500,000,000株	第四回第十六種の優先株式 150,000,000株

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 当社は、第48条に定める剰余金の配当（ただし、同条に定める中間配当を除く。）については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第一回から第四回までの第十四種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十五種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十六種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条 当社は、第48条に定める剰余金の配当（ただし、同条に定める中間配当を除く。）については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>第一回から第四回までの第十四種の優先株式 1株につき年1,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十五種の優先株式 1株につき年1,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十六種の優先株式 1株につき年1,000円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>③ (現行のとおり)</p>
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第一回第十四種から第四回第十六種までの優先株式 1株につき1,000円</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第15条 当社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第一回第十四種から第四回第十六種までの優先株式 1株につき10,000円</p> <p>② (現行のとおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第23条 株主総会は、執行役社長を兼務する取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、または議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第23条 株主総会は、執行役社長を兼務する取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 執行役社長を兼務する取締役に事故があるときまたは欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、他の取締役または執行役が議長となる。</p>

上記変更のうち、第6条、第13条第1項および第15条第1項の変更は、株式併合の効力発生日である2020年10月1日に効力を生ずるものとします。

定款一部変更の件 (剰余金の配当等の決定機関)

第4号議案について、会社提案と株主提案（4名の株主さまからの共同しての提案）は同じ内容であります。

1 提案の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第8章 計算 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第47条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、<u>株主総会の決議</u>によらず、取締役会の決議によって定める。</p>	<p>第8章 計算 (剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第47条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、<u>取締役会の決議</u>により定めることができる。</p>

2 提案の理由（会社提案）

本議案は、剰余金の配当等について、引き続き、取締役会で決定することに加え、株主の皆さまからのご提案がある場合には株主総会で決定できるよう定款の変更を行うものであります。

当社では、定款の定めにより、剰余金の配当等の決定機関を株主総会ではなく取締役会としております。これは、国際的な金融規制の遵守が求められている当社が、自己資本比率を高めつつ、株主還元を充実させていくためには、高い監督機能と高度な専門性を有する取締役会で剰余金の配当等を決定することが、株主の皆さまの中長期的な利益の最大化につながるの考えに基づいております。

バーゼルⅢ規制が2017年に最終化され、規制強化に係る不透明感が低下してきたことに加え、当社では着実に資本蓄積が進み、自己資本の充実が図られてきております。他方で、企業と株主・投資家の皆さまとの関わり方に変化が生じ、株主の皆さまのご関心も、これまで重視されてきた事業戦略や資本政策に留まらず、責任投資に代表されるサステナビリティの視点など様々な角度からの持続的企業価値向上へと深化してきております。こうした変化を受けて、当社では、特に株主還元の拡充や成長投資への充当などの資本の使い方について、株主の皆さまのご意見をしっかりと伺いし、建設的な対話をさせていただくことが、これまで以上に大切になってきていると考え、定款の変更を行うものであります。

3 提案の理由（株主提案）

当社はH26年の委員会設置会社への移行時の定款変更に関して、配当の決定機関を取締役に変更したが、これは、無関係な内容を定款変更議案に紛れ込ませた悪質な行為である。この事は、三菱UFJと三井住友FGが委員会設置会社への移行後も配当の決定機関を株主総会のままにしている事で明白である。当社は、株主が配当に関する意思表示を株主総会で行う権利を奪ってしまった。株主が配当水準に不満であれば任期1年の取締役を再任しなければよい、との反論はナンセンスである。配当水準には不満だが取締役交代までは必要無いと考える株主も多くいると思われ、その様な株主から配当に関する意思表示の機会を奪うのは理不尽である。取締役会で配当額を決める事も可能だが、株主も配当に関する株主提案が可能で、どちらが望ましいかを株主が総会で決定できる様にすべきである。なお当議案はH29年の当社総会でISSが賛成推奨し、43%の賛成を得ている。

株主提案

一部の株主さまからご提案された議案

- 第5号議案は、1名の株主さま（議決権比率は0.0001%）からのご提案となっております。
- 第6号議案から第9号議案までは、4名の株主さま（合計の議決権比率は0.0001%）からの共同のご提案となっております。
- 議案内容および提案の理由は、誤字・脱字や事実認識も含め原文のまま記載しております。

□ 株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

今回、一部の株主さまからご提案をいただき、上記を踏まえた検討の結果、ご提案を掲載しておりますが、取締役会としては、これに**反対**しております。

次頁以降の当社取締役会の意見をご確認いただき、議決権の行使をお願いします。

	議案	参照頁
第5号議案	定款一部変更の件（パリ協定の目標に沿った投資のための経営戦略を記載した計画の開示）	P.39
第6号議案	定款一部変更の件（株主提案議案の株主総会参考書類記載）	P.41
第7号議案	定款一部変更の件（優越的地位にあるみずほ銀行が、株主提案者が勤務する取引先の企業に対して不当な圧力を与え、株主提案者に対して、当社グループへの株主提案を止めさせ、株主総会の場での株主質問をさせないようにさせて、株主へ不当に不利益を与える行為等の優越的地位の濫用を禁止）	P.42
第8号議案	定款一部変更の件（優越的地位にあるみずほ銀行が、係争相手先の代理人に対して不当な圧力を与え、取引先等に対して不当に不利益を与える行為等の優越的地位の濫用の禁止）	P.43
第9号議案	定款一部変更の件（内部告発窓口の設置）	P.44

株主提案

第5号議案

定款一部変更の件 (パリ協定の目標に沿った投資のための 経営戦略を記載した計画の開示)

1 提案の内容

「当社がパリ協定及び気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同していることに留意し、パリ協定の目標に沿った投資を行うための指標および目標を含む経営戦略を記載した計画を年次報告書にて開示する。」という条項を、定款に規定する。

2 提案の理由

本提案は、御社が賛同するパリ協定の目標に沿った投資を行うための指標及び目標を含む経営戦略を記載した計画を開示することにより、御社が気候変動リスクに晒されることから守り、株主の資産を守ることを目的としている。

既に深刻な被害を引き起こしている気候変動は、人間社会及び世界及び地域経済に甚大なリスクをもたらすことが知られている。この危機を回避するための条約であるパリ協定は、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2度を十分に下回るようにすること並びに1.5度に留めるよう努力することを目標にし、資金の流れを温室効果ガスの削減方針に適合させることも目的にしている。

現在、御社は、石炭火力事業会社に世界で最も多額の貸付を行っており、脱炭素経済への移行において価値が著しく低下する事業による甚大なリスクに晒されている。本提案により、株主は、当該リスクに対し御社がどのように対応するのかを知ることが可能になる。

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社取締役会の意見につきましては、次頁で詳しくご説明しておりますのでご覧ください。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループでは、「環境方針」において、指標・目標の設定、リスクと機会の戦略への組み込み、積極的な情報開示等を明文化しております。

したがって、定款に本議案のような条項を規定する必要はないと考えます。

(1) パリ協定の趣旨を踏まえた目標を含む経営戦略の策定

気候変動への対応強化にむけて各国が締結した「パリ協定」は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を継続することを目標としています。また、資金の流れを温室効果ガス排出削減に向けた方針に適合させることも、対応の1つとして挙げられています。

当社は、環境・気候変動への対応を経営戦略における重要課題として位置付け、パリ協定の趣旨を踏まえた指標・目標（表1ご参照）を含む経営戦略を年度の業務計画に織り込み、取り組んでおります。特に、金融グループとしてのお客さまを通じた間接的なインパクトの重要性を踏まえ、お客さまとの積極的な対話を通じて課題やニーズを深く理解し、お客さまの気候変動対応や脱炭素社会への移行のサポートと当社グループのリスク管理を継続的に強化しております。

(2) 年次報告書における開示

従来より、年次で発行する統合報告書（ディスクロージャー誌）で、パリ協定の趣旨を踏まえた指標・目標を含む経営戦略について、TCFD提言を踏まえ、気候関連の財務情報開示の中核要素である「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標・目標」に関する開示を行ってまいりました。今年度はより詳細なTCFDレポートを新たに発行する等、更なる開示拡充に努めております。

(3) 取締役会で決議した「環境方針」の規定

当社グループでは、経営および業務上の各種決定を行う際に常に拠り所とする「みずほの企業行動規範」のもと、気候変動リスクへの対応を含む環境への取り組みに関連する具体的な規程として、取締役会決議により「環境方針」を定めております。同方針では、気候変動への取組姿勢を明確化するとともに、環境への取り組みに関する指標・目標を設定し定期的な進捗評価を通じて継続的に改善を図ること、環境に関連するリスクと機会を戦略に組み込むこと、積極的な情報開示を行い透明性の確保に努めること等を明文化しております。

表1 2019年度から2020年度初に実施した主な環境・気候変動への取り組み強化策

定量目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> ■ サステナブルファイナンス・環境ファイナンス目標 <ul style="list-style-type: none"> - 2019年度～2030年度累計25兆円（うち環境ファイナンス12兆円） ■ 石炭火力発電所向け与信残高削減目標 <ul style="list-style-type: none"> - 2030年度までに2019年度*1比50%に削減し、2050年度までに残高ゼロとする <p>*1 2019年度末残高は2,995億円</p>
リスク管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ トップリスク*2運営において気候変動リスクをエマージングリスク*3として位置づけ ■ 「環境・社会に配慮した投融資の取組方針」の改定 <ul style="list-style-type: none"> - セクター横断的な禁止・留意事項の追加 - 「石炭火力発電所の新規建設を資金使途とするファイナンスを行わない」という方針への厳格化 - 石炭採掘セクターの追加 - 石油・ガスセクターにおける移行リスク対応確認追加 等 ■ TCFD提言に基づく移行リスク・物理的リスクシナリオ分析 <ul style="list-style-type: none"> - 電力・エネルギーセクターを対象に、国際エネルギー機関の持続可能な発展シナリオ等を用い、取引先が現状の事業構造を転換しないStaticシナリオ（シナリオ①）と事業構造転換を行うDynamicシナリオ（シナリオ②）の2通りの業績影響を予想し、〈みずほ〉の与信コストの変化を分析した結果、2050年までの与信コスト増加額は約1,200億円（シナリオ②）～約3,100億円（シナリオ①）と試算 <p>*2 当社グループに重大な影響を及ぼすリスク *3 顕在化は中長期的な時間軸であっても数年内に対応が求められる重大なリスク</p>
開示の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新たに作成・開示 <ul style="list-style-type: none"> - TCFDレポート、ESGデータブック（7月予定）、SASB（サステナビリティ会計基準審議会）スタンダード*4への対応状況（9月予定） <p>*4 SASBが策定した企業向けのサステナビリティ情報開示会計基準</p>

株主提案**第6号議案**

定款一部変更の件

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

1 提案の内容

定款に、「株式取扱規程に於いて株主提案の提案理由に実質的な字数制限を設ける場合は、その制限文字数は1000文字を下回ってはならない」という内容の条文を加える。

2 提案の理由

当社は、株式取扱規程第13条に於いて、株主提案の提案理由が400文字を超える場合は概要を記載する事が出来る、としているが、これは、400文字を超える場合は株主が提出した提案理由をそのまま記載しない事を意味している。

この株式取扱規程の内容は、株主総会で承認されたものではなく、取締役会が勝手に決めたものである。株主提案は濫用的に用いられるべきではないが、提案理由の文字数を400文字に制限するのは、あまりにも少な過ぎる。

過去に4割を超える賛成票を得た配当の決定機関に関する議案は、非常に重要な議案であるが、提案理由を400文字以内に削らなければいけない為に、株主が本来知る権利がある提案理由を必要十分に記載できないのが現状である。文字数制限自体は必要でも、最低限1000文字はないと、提案理由を必要十分に記載する事が出来ない。よって、当該条文を定款に加える事を提案する。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

定款は、会社を運営するうえでの基本原則を定めるべきものであり、ご提案のような詳細な事項についてまで、定款に定める必要はないと考えます。

当社は、提案内容を株主の皆さまにご理解いただくための分量として、400文字が適切な量と考えております。かかる観点から、会社法施行規則第93条第1項の趣旨を踏まえ、当社株式取扱規程において、「400文字を超えるときは、概要を記載することができる」旨を定めており、株主さまからのご提案について、ご提案理由の趣旨を損なうことなく、適法かつ適正に対処できると考えております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

株主提案

第7号議案

定款一部変更の件

(優越的地位にあるみずほ銀行が、株主提案者が勤務する取引先の企業に対して不当な圧力を与え、株主提案者に対して、当社グループへの株主提案を止めさせ、株主総会の場での株主質問をさせないようにさせて、株主へ不当に不利益を与える行為等の優越的地位の濫用を禁止)

1 提案の内容

定款に、以下の条文を加える。

「当社グループは、公正取引委員会が2001年7月発表した『金融機関と企業の取引慣行に関する調査報告書』の金融機関における独占禁止法違反例に定められているように、金融機関は顧客より優越的地位にあることから、株主提案者が実質的に勤務する取引先の企業に対して不当な圧力を与え、株主提案者等に対して、当社グループへの株主提案を止めさせて、株主総会の場での株主質問をさせないようにさせて、株主へ不当に不利益を与える行為等の優越的地位の濫用を禁止する」

2 提案の理由

山口三尊は、当社グループに対して、平成28年、29年の株主総会において株主提案をし、4割を超える賛成を得た。すると、当時の事実上の勤務先であったTACの執行役から呼び出され、「法人営業がみずほの人間から、あなたの株主提案等について指摘された。法人営業は発注が取れないのはあなたのせいだと言っている。みずほへの提案等をやめてほしい」と圧力をかけられた。このため、平成30年の株主総会では株主提案を断念したが、株主総会には出席した。すると、同年7月5日に事実上同社を解雇された。令和1年のTAC株主総会で同社の多田社長は「当社はみずほ銀行などに対して法人営業をしており、山口さんは株主総会で質問などしているので降りてもらった」としており、当社グループからの圧力により株主提案者の実質解雇となった事を裏付けている。このようなことは、当社グループの信用失墜につながるもので、再発防止に努めるべきである。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループでは、倫理面での具体的な行動基準を示した「みずほの企業行動規範」を策定し、周知徹底を図っております。

また、優越的地位の濫用等の防止をはじめとするコンプライアンスを徹底するための具体的な手引書として、業務遂行上遵守すべき法令諸規則および実践するコンプライアンス活動をわかりやすく明示したコンプライアンス・マニュアルを各社にて策定するとともに、コンプライアンス研修等によりその内容の周知徹底を図っております。

以上のとおり、コンプライアンス遵守の重要性は強く認識しており、引き続き役職員に徹底を図ってまいります。

したがって、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

株主提案

第8号議案

定款一部変更の件

（優越的地位にあるみずほ銀行が、係争相手先の代理人に対して不当な圧力を与え、取引先等に対して不当に不利益を与える行為等の優越的地位の濫用の禁止）

1 提案の内容

定款に、以下の条文を加える。

「当社グループは、公正取引委員会が2001年7月発表した『金融機関と企業の取引慣行に関する調査報告書』の金融機関における独占禁止法違反例に定められているように、金融機関は顧客より優越的地位にあることから、取引先の筆頭株主である係争相手の代理人弁護士に対して不当な圧力を与える等、取引先等に対して不当に不利益を与える行為等の優越的地位の濫用を禁止する」

2 提案の理由

複数の月刊誌（紙の爆弾平成30年8月号、月刊タイムス令和1年10月号）の報道によると、みずほ銀行本店元審査役〇による巨額詐欺事件において、被害者達（佐藤昇や薬師寺保栄ら）が集団訴訟を提起したが、その代理人であった田邊勝己弁護士（カイロス総合法律事務所代表）は、みずほ銀行及びみずほ証券の取引先である上場企業アクロディアの筆頭株主であったことから、融資見直しの件を含め関係断絶を迫り、判決言渡期日の3日前に一方的に辞任させた。司法当局者によると法曹人として尋常ではない行為であるとのことだ。このような優越的地位の濫用は、当社グループの信用を失墜させるだけでなく、独占禁止法違反となることから、多くの取引先等に不安と猜疑の気持ちを抱かせてしまうので、再発防止に努めるべきである。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループでは、倫理面での具体的な行動基準を示した「みずほの企業行動規範」を策定し、周知徹底を図っております。

また、優越的地位の濫用等の防止をはじめとするコンプライアンスを徹底するための具体的な手引書として、業務遂行上遵守すべき法令諸規則および実践するコンプライアンス活動をわかりやすく明示したコンプライアンス・マニュアルを各社にて策定するとともに、コンプライアンス研修等によりその内容の周知徹底を図っております。

以上のとおり、コンプライアンス遵守の重要性は強く認識しており、引き続き役職員に徹底を図ってまいります。

したがって、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

定款一部変更の件 (内部告発窓口の設置)

1 提案の内容

定款に以下の条文を定める。

「当社に、以下の内部告発窓口を置く。

住所：栃木県栃木市菌部町2丁目21番21号

担当者：碓井雅也」

2 提案の理由

当社の内部告発窓口は、2012年に発覚したみずほ銀行行員巨額詐欺事件において元元行員の不正を長期間放置するなど機能していない。また、内部告発者を不利益に取り扱っても現行法では罰則がなく、内部告発者が委縮するおそれ大きい。

そこで、上記事件において加害者の元行員と犯行の原因となった金銭トラブルを引き起こしたみずほ総研顧問税理士を長年追及した実績のある善良で平均的な当社の株主である碓井雅也を内部通報窓口とすることが適任である。

当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループでは、グループ役職員に関し、法令や「みずほの企業行動規範」等に違反する行為があった場合、早期に問題を発見し、迅速かつ適切に対処することでグループ全体の健全性の確保に努めており、当社としても社員等が通報できる窓口として「コンプライアンス・ホットライン」を社内および外部の法律事務所と専門業者に設けております。

また、当社は外部の法律事務所に社内外から通報を受け付ける「会計・監査ホットライン」も設置しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

以上

添付書類

事業報告／連結計算書類等

事業報告

- 1 当社の現況に関する事項 **Pick Up ! P49** 企業集団が対処すべき課題
- 2 会社役員に関する事項 **Pick Up ! P68** 会社役員に対する報酬等
- 3 社外役員に関する事項
- 4 当社の株式に関する事項
- 5 当社の新株予約権等に関する事項
- 6 その他

連結計算書類等

インターネットによる掲載事項

事業報告の「当社の現況に関する事項」のうちの「7.企業集団の使用人の状況」「8.企業集団の主要な営業所等の状況」、「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制」「特定完全子会社に関する事項」、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第24条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載することにより開示しておりますので、後記の「事業報告」、「連結計算書類」および「計算書類」には記載していません。

したがって、後記の「事業報告」は、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であります。また、後記の「連結計算書類」および「計算書類」は、会計監査人または監査委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

当社ウェブサイト：<https://www.mizuho-fg.co.jp/>

みずほFG

検索

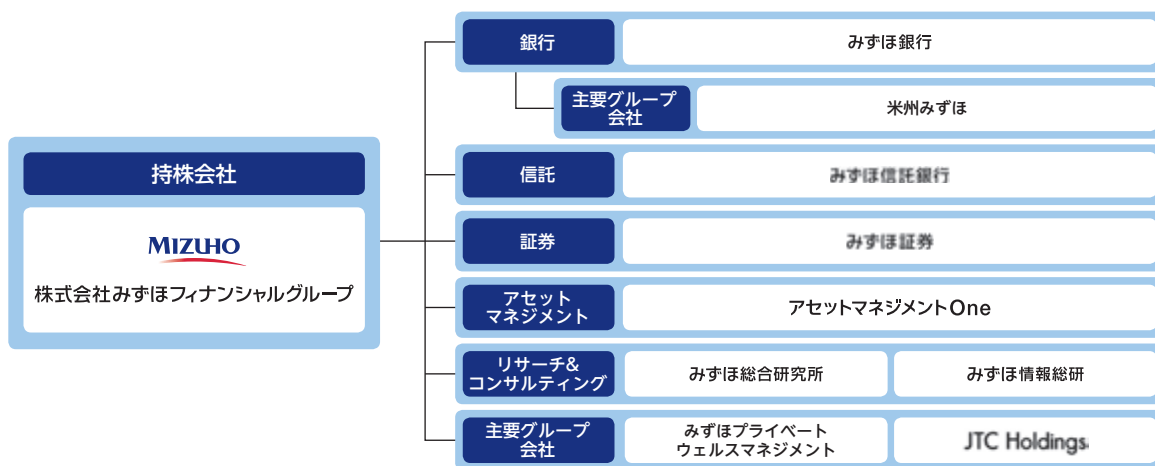


1 当社の現況に関する事項

1 企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

みずほフィナンシャルグループ（当社グループ）は、当社、連結子会社126社および持分法適用関連会社26社等で構成され、「日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた総合金融グループ」を目指し、銀行業務、信託業務、証券業務、その他の金融サービスに係る業務を行っております。



※ 当社と主なグループ会社の関係を簡略に図示したものです。

金融経済環境

2019年度の経済情勢を顧みますと、世界経済は米中貿易摩擦の影響などから製造業を中心に減速しました。さらに、年度末にかけては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、危機的な様相を呈する展開となりました。

景気拡大が続いてきた米国経済も、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から雇用が大幅に減少するなど、足元では急激に悪化しています。こうした中、FRB（連邦準備制度理事会）が3月に2度にわたって緊急利下げを実施したほか、トランプ政権も2兆ドル規模の経済対策を講じていますが、景気底割れ懸念を払拭するには至っていません。

経済の低迷が続く欧州では、新型コロナウイルスの感染が欧州全域に拡大していることを受け、ECB（欧州中央銀行）は資産購入や長期資金供給オペの拡充を決定していますが、景気は厳しさを増しています。

アジアでは、中国景気の減速が続きました。米中貿易摩擦の影響に加え、2020年に入ってからの新型コロナウイルスによる経済活動の縮小により、生産や投資、消費の伸びが鈍化しています。また、新興国では、原油をはじめとする資源価格の下落も相俟って、通貨安、資金流出の動きが見られます。

日本経済は輸出や生産活動が盛り上がりを欠く中、消費税率引き上げ影響もあり、2019年10～12月期の実質GDP成長率は大幅なマイナスに落ち込みました。新型コロナウイルスの感染拡大に対しては、日本銀行が企業の資金繰り支援策の拡充や、ETFや社債の買入れ拡大を決定したほか、政府も累次の緊急対応策を講じていますが、経済活動の縮小が加速しつつあります。

世界経済の先行きは、新型コロナウイルスの感染拡大影響からマイナス成長が予想されます。各国の金融緩和や景気対策による押し上げ効果も見込まれますが、影響が長期化した場合、雇用や所得の悪化を通じた需要の更なる縮小が懸念されます。日本経済も、サービス関連を中心とした消費や設備投資の減少などによって、当面厳しい状況が続く見通しです。

企業集団の事業の経過及び成果



2019年度業績

2019年度の連結業務純益+ETF関係損益等^{※1}は顧客部門・市場部門ともに堅調に推移し6,725億円となり、中間期に上方修正した計画6,200億円に対して108%の達成率となりました。前年度比では+2,642億円増加し、前年度の有価証券ポートフォリオ再構築等に伴う損失計上の影響を除いても、+694億円の増加となりました。

なお与信関係費用にて、新型コロナウイルス感染症が当社財務に与える影響に鑑み、将来予測に基づき一部の与信に対して、フォワード・ルッキングに貸倒引当金804億円を追加で計上致しました。結果、親会社株主純利益^{※2}は4,485億円となり、期初に定めた4,700億円の業績予想に対して95%の達成率となりました。固定資産の減損損失を計上した前年度比では、+3,520億円の増加となっております。

また、2020年3月末時点の連結普通株式等Tier1 (CET1) 比率は11.65%となっており、十分な水準を確保しております。なお、バーゼルⅢ新規制完全適用ベースにおけるCET1比率^{※3}は、2020年3月末時点では8.8%となっております。

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。株主還元方針につきましては、「当面は現状の配当水準を維持しつつ、資本基盤の一層の強化を進め早期の株主還元拡充を目指す」としております。

こうした方針のもと、2019年度の期末配当金につきましては、期初配当予想通りの、普通株式について3円75銭（中間配当金を含め、年間の配当金は前年度と同額の1株当たり7円50銭）とさせていただきます。2019年度の親会社株主純利益^{※2}は期初の業績予想を僅かに下回りましたが、自己資本の状況およびバーゼル規制を始めとした国内外の規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、取締役会にてしっかりと検討を重ね、上記配当金を決定いたしました。

主要な子会社の単体の決算状況は以下の通りとなっております。

(単位：億円)

会社名	経常収益 (営業収益)	経常利益	当期純利益 ^{※4}
当社連結決算	39,867	6,378	4,485
みずほ銀行	27,622	4,307	3,077
みずほ信託銀行	2,091	496	353
みずほ証券	3,541	384	292

※1 銀行・信託のETF関係損益、証券連結の営業有価証券等損益の合算値 ※2 親会社株主に帰属する当期純利益

※3 その他有価証券評価差額金を除く。ヘッジ取引による株式含み益の一部固定化効果を含む

※4 当社連結決算は親会社株主に帰属する当期純利益を記載

2019年度の取り組み

当社グループは、2019年度からの5年間を計画期間とする中期経営計画「“5ヵ年経営計画”～『次世代金融への転換』」をスタートさせました。初年度にあたる2019年度は、グループ一体で『前に進むための3つの構造改革』を加速することで、従来のビジネスのあり方を見直すとともに、顧客との新たなパートナーシップを構築し、様々な価値を創造するための確かな起点を作ることを運営方針として取り組んでまいりました。

【3つの構造改革の加速】

「ビジネス構造の改革」では、これまで培ってきた当社グループの強みを最大限に活用しながら、金融の枠を越え、最適なサービスやソリューション提供に取り組んでまいりました。当年度の取り組み内容の詳細につきましては、カンパニーの取り組み（P52～）をご参照ください。

「財務構造の改革」では、経営資源の再配分と安定収益基盤の強化を通じ、より効率性が高く、安定的な収益を確保可能な事業ポートフォリオへの転換に取り組んでまいりました。政策保有株式の削減や人員のスリム化、システムの見直し・効率化等を徹底的に進める一方、捻出した資本や経費等の経営資源を、新規事業領域や安定的な収益が期待できる分野等に重点的に投下してまいりました。

「経営基盤の改革」については、最重要の経営課題として取り組んでまいりました新勘定系システム「MINORI」への移行を完了しました。この新システムも活用し、店頭事務の効率化や、対面コンサルティング力の強化等を目的とした次世代店舗化の取り組みに着手いたしました。また、社内外兼業や副業の導入など、新しい人事戦略への転換を着実に進めたほか、持株会社とグループ各社間の役員兼職拡大等、グループ会社も含めた一体運営の加速に取り組んでまいりました。

【サステナビリティへの取り組み】

5ヵ年経営計画において、「当社グループの持続的かつ安定的な成長、およびそれを通じた内外の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄」を当社グループにおける「サステナビリティ」と定め、グループ一体でサステナビリティへの取り組みを強化いたしました。ビジネスの面では「少子高齢化と健康長寿」「産業発展とイノベーション」「健全な経済成長」「環境配慮」の4つの領域、経営基盤の面では「ガバナンス」「人材」「環境・社会」の3つの領域で重点項目を定め、各カンパニー・ユニット・グループの戦略に織り込んで取り組みを推進いたしました。さらに、サステナビリティ推進強化について、経営会議、リスク委員会、取締役会等で検討を行うなど、経営上の重要課題として取り組みの強化に努めてまいりました。

また、企業の決定や事業活動が社会や環境に及ぼす影響に対し、ステークホルダーの期待が高まる中、当社は、2019年9月に発足した国連環境計画・金融イニシアティブ*の責任銀行原則に署名いたしました。

*国連環境計画（1972年に設立された国連の補助機関）が1992年に設立したESGへの配慮を統合した金融システムへの転換を推進する金融のイニシアティブ

企業集団が対処すべき課題

■ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの世界的かつ急速な感染拡大は、経済や金融市場に大変な混乱を及ぼしており、個人レベルでも、日々の生活や働き方に大きな影響を及ぼしています。当社グループは、お客さまと、従業員とその家族の安全と健康を最優先として、お客さまの資金決済や事業資金のご支援をはじめとした、経済や社会機能の維持のために必要不可欠な金融機関としての社会的使命を果たしてまいります。

今般の危機は、未知のウイルスに端を発しており、現時点において、影響の規模や収束時期、対処方法等を正確に予測することは困難です。一定の時間経過により、急速に経済活動が回復してくることが十分に想定される一方、今後の実体経済の悪化に伴い、危機の段階が徐々に進行する懸念があり、影響が長期に亘ることも想定して対応する必要があります。一方で、当社グループは、保有資産のポートフォリオの質の改善、リスク管理体制の高度化、資本や外貨流動性の強化等、様々な取り組みを進めてきた結果、今般の危機を乗り切ることが出来る十分な耐性を有しております。当社グループは、お客さまの実態を把握し、想定されるリスク事象に対応していくとともに、資金供給等のお客さまニーズにしっかりと対応し、お客さまとの関係強化やビジネス機会の捕捉に注力してまいります。

■ 5カ年経営計画の実行

当社グループの5カ年経営計画（2019～2023年度）では、新たな時代のお客さまニーズに対応して、お客さまとの新たなパートナーシップを構築していく『次世代金融への転換』を実現し、『来るべき時代において、お客さまから今まで以上に必要とされ頼りにされる、より強力で強靱な金融グループ』を形作っていくことを目指しております。

デジタル化や少子高齢化、グローバル化等のメガトレンドに加えて、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を契機として、人びとの生活や経済・社会のあり方が大きく、かつ急速に変化しています。新たな時代において、従来の「金融」という枠に捉われない新しい価値を提供する企業であるべく、『前に進むための3つの構造改革』を着実に実行してまいります。

5カ年経営計画 ～次世代金融への転換

基本方針	「前に進むための構造改革」をビジネス・財務・経営基盤の三位一体で推進 ～経営資源配分等のミスマッチを解消し、新たなお客さまのニーズに対応することで、「次世代金融への転換」を図る
基本戦略	<p>顧客との新たなパートナーシップを構築すべく、「金融そのものの価値」を越えて、非金融を含めた「金融を巡る新たな価値」を創造</p> <p style="text-align: center;">オープン & コネクト 熟意と専門性</p> <p>－ これまで培った強みを最大限発揮</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>〈みずほ〉の強み</p> <p>① 顧客基盤・ネットワークと信頼・安心感 ② 金融機能・市場プレゼンスと非金融領域への対応力 ③ グループ体系的なビジネス推進体制 等</p> </div> <p>－ デジタルライゼーションへの取り組みや、外部との積極的な協働を加速</p>
〈みずほ〉のあり方	来るべき時代において、お客さまから今まで以上に必要とされ頼りにされる、より強力で強靱な金融グループ

(財務目標)	連結ROE (注1)	2023年度	7%～8%程度
	連結業務純益 (注2)	2023年度	9,000億円程度

(注1) その他有価証券評価差額金を除く

(注2) 連結業務純益+ETF関係損益(みずほ銀行、みずほ信託銀行合算)+営業有価証券等損益(みずほ証券連結)

(重点取り組み領域)

① ビジネス構造の改革

経済・産業・社会の構造変化に対応し、当社グループの強みを活かしつつ、以下の取り組みを中心にビジネス構造を改革してまいります。

●新たな社会におけるライフデザインのパートナー

- ▶ 人生100年時代のライフデザインをサポートする資産形成とそれを支える人材育成
- ▶ 事業承継ニーズに対する高度なソリューション提供と経営人材確保ニーズへの対応
- ▶ コンサルティング中心のリアル店舗とデジタルチャネルを融合した次世代店舗展開
- ▶ テクノロジー活用やオープンな協業を通じた新たな顧客層の開拓や需要の創出

●産業構造の変化の中での事業展開の戦略的パートナー

- ▶ イノベーション企業への成長資金供給、産官学連携など成長加速へのオープンな協働
- ▶ 産業知見等を活用し、事業リスクをシェアする新たなパートナーシップの構築
- ▶ グローバルな顧客の事業展開を支援すべく、アジアの顧客基盤やネットワークを活用

●多様な仲介機能を発揮する市場に精通したパートナー

- ▶ グローバルネットワークとプロダクト提供体制の最適化により、投資家と投資家、発行体と投資家を繋ぐ多様な仲介機能発揮
- ▶ 実現益と評価損益のバランスを重視しつつ、機動的なアセットアロケーションも活用した、ALM・ポートフォリオ運営の高度化

② 財務構造の改革

以下の取り組みにより財務構造を改革し、事業環境・競争環境の変化に対応した柔軟な事業・収益構造への転換を実現いたします。

- 事業・収益構造の課題を、以下の4つの視点でビジネス領域ごとに可視化
① リスクリターン（粗利ROE）、② コストリターン（経費率）、③ 成長性、④ 安定性
- 上記に基づいた、効率化分野から成長分野への集中的な経営資源再配分
- 安定収益基盤を確立した上で、機動的にアップサイド収益を追求する収益構造へ転換

③ 経営基盤の改革

ビジネスの持続的な優位性を支える経営基盤を強化すべく、以下の取り組みを行ってまいります。

●新たな業務スタイルへの変革

- ▶ 人材・職場、IT・デジタル、チャンネル、グループ会社を重点分野として取り組み
- ▶ 人事については、「社員の成長ややりたい仕事」を軸とする考え方に基づき人事制度を改定し、「社内外で通用する人材バリュー」を最大化する新たな人事戦略を推進
- グループガバナンスの強化
- ▶ 持株会社とグループ各社間の役員兼職拡大等により、銀行・信託・証券以外のグループ会社も含めた一体運営を更に強化し、重要戦略や構造改革を着実に遂行
- コミュニケーションを軸とした新たなカルチャーへの変革

※各カンパニー・ユニットの構造改革への取り組みは、52ページをご参照ください。

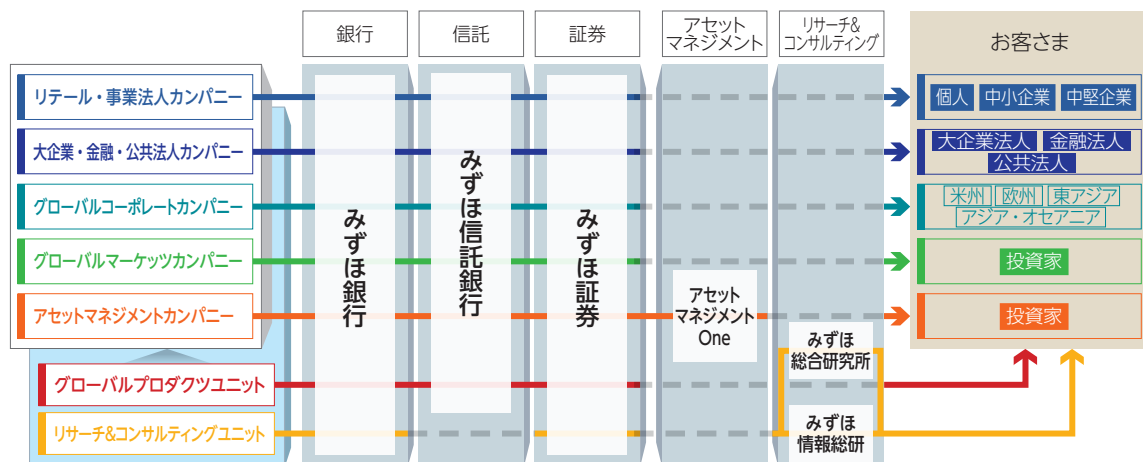
■ サステナビリティへの取り組み

社会の期待や当社グループの戦略、責任銀行原則を踏まえた取り組みをさらに進めるため、「サステナビリティへの取り組みに関する基本方針」を2020年4月に改定しました。当社グループにおけるサステナビリティへの取り組みにおいて、「環境の保全」の観点をこれまで以上に強化するとともに、同方針で定めた以下の考え方に基づき、サステナビリティ重点項目への取り組みを推進してまいります。

- ・ 経済・産業・社会・環境に対する直接的・間接的なポジティブインパクトの拡大とネガティブインパクトの低減に努めます
- ・ 金融グループとして、ファイナンス等のサービス提供やお客さまとの対話(エンゲージメント)を通じた間接的なインパクトの大きさを特に重視し、お客さまのSDGs/ESGへの取り組みを多面的にサポートします
- ・ インパクトや実現に向けた時間軸について、ステークホルダー間で利益相反・意見の対立がある場合には、その事情・実態や、国際的な規範・合意・世論等を踏まえ、経済・産業・社会・環境の調和と長期的な視点に基づいて取り組みます

各カンパニー・ユニットの取り組みと重点戦略

当社グループは、お客さまの属性に応じた銀行・信託・証券等グループ横断的な戦略を策定・推進する5つのカンパニーと、全カンパニー横断的に機能を提供する2つのユニットを設置し、グループを運営しております。



各カンパニー・ユニットの2019年度の取り組み内容（事業の経過および成果）、重点戦略（対処すべき課題）は次の通りです。

（リテール・事業法人カンパニー）

個人・中小企業・中堅企業の顧客セグメントを担当するカンパニーとして、銀行・信託・証券等グループ一体となったコンサルティング営業や、先進的な技術の活用や他社との提携等を通じた利便性の高い金融サービスの提供等に取り組んでおります。

■2019年度の取り組み内容（2019年度の経過及び成果）

個人のお客さまには、一人ひとりの多様なゴール（目標や展望）に寄り添い、ライフステージに応じた「資産形成・運用」「資産承継」のコンサルティングを行うとともに、法人のお客さまには、成長戦略や事業承継等における経営課題の解決に向け、グループ機能を活用した最適なソリューションの提供等に取り組ましました。

また、AI技術等を活用した中小企業向けオンラインレンディングサービス「みずほスマートビジネスローン」の提供開始や、株式会社J.Scoreによる「情報銀行」の認定取得等、新たな事業領域の拡大に向けた取り組みも強化してまいりました。

■重点戦略（今後対処すべき課題）

お客さまニーズが急速に変化・多様化する中、個人のお客さまに対しては、「人生100年時代」におけるライフデザインのパートナーとして、銀行・信託・証券による資産形成・運用や資産承継のアドバイスを通じて、お客さまの想い・希望の実現に向けたサポートを行います。中堅企業・中小企業のお客さまに対しては、不透明な事業環境における事業の維持・拡大に向けた戦略的パートナーとして、グループ一体での高度なソリューション提供を通じ、お客さまの持続的な成長や事業承継の支援に取り組んでまいります。

また、リモート化の進展を踏まえ、日常の定型的な取引については、パソコンやスマートフォン操作で完結することを目指し、利便性の高いサービスを拡充してまいります。一方で、店舗については、「コンサルティングの場」への転換に向け、事務デジタルイゼーションを進めるとともに、銀行・信託・証券の共同店舗化やリモート相談も活用したワンストップでのサービス提供を通じ、お客さまの様々な相談ニーズへの対応に取り組んでまいります。

(大企業・金融・公共法人カンパニー)

国内の大企業法人・金融法人・公共法人の顧客セグメントを担当するカンパニーとして、お客さまの金融・非金融に関するニーズに対し、お客さまごとのオーダーメイド型ソリューションを、グループ横断的に提供しております。

■2019年度の取り組み内容（2019年度の経過及び成果）

社会・産業構造の変化を受けたお客さまニーズの変化を踏まえて、お客さまとの新たな関係の構築と価値共創の実現に向け、ビジネス機会創出やその事業リスクシェアに、多様な仲介機能を発揮して取り組んでまいりました。政策保有株式の売却を推進する一方で、ファンド投資や昨年持分法適用関連会社化したみずほリースとの連携推進等を通じ、お客さまと事業リスクをシェアする新たな事業領域の拡大に向けて積極的に取り組み、ビジネスモデルの変革を推進いたしました。

■重点戦略（今後対処すべき課題）

産業構造転換の進展、サステナビリティへの関心の高まり等により、企業経営を取り巻く環境は、急速に変化しています。そういった中、事業ポートフォリオの組替えや、成長する海外市場でのビジネス拡充等が、お客さまの課題となっております。邦銀随一の産業知見や高いコンサル力、多様な仲介機能を活かし、お客さまの事業展開の戦略的パートナーとして、財務・資本戦略の立案や遂行に貢献し、お客さまとの新たな関係の構築と価値共創・協営を実現してまいります。

(グローバルコーポレートカンパニー)

海外進出日系企業および非日系企業等の顧客セグメントを担当するカンパニーとして、お客さまの事業への深い理解と、貸出・社債引受等のコーポレートファイナンスやトランザクション分野での強みを活かし、様々なソリューションの提供をめざしてまいります。

■2019年度の取り組み内容（2019年度の経過及び成果）

日系企業のお客さまには、海外進出時の情報提供から事業・財務戦略支援まで、的確なコンサルティングを通じた最適なソリューションを提供することで、海外事業展開のサポートを強化してまいりました。非日系企業のお客さまには、世界約300の優良企業グループにフォーカスするGlobal300戦略を継続し、当社グループの知見と実績を活かした産業セクターへの重点アプローチや密接なトップリレーションを通じ、お客さまとの長期的な関係構築に努めてまいりました。

■重点戦略（今後対処すべき課題）

規制変更や外貨調達力といった今後の成長への制約に備えて、事業ポートフォリオを最適化するとともに、お客さまのグローバルな事業展開への協働を通じて、地域を超えたバリューチェーンの活性化に取り組んでまいります。その達成に向けて、事業展開をグローバルに支える戦略的パートナーとして、アジア経済圏におけるネットワークと肥沃な米国資本市場におけるプレゼンスを活かしつつ、アジアをフランチャイズとして各地域のお客さまや機能を繋いでまいります。

(グローバルマーケットカンパニー)

個人から機関投資家までの幅広いお客さまに向けたリスクヘッジ・運用ニーズに対してマーケット商品全般を提供するセールス&トレーディング業務、安定的な資金調達・バランスシート運営や債券・株式等の有価証券ポートフォリオ運営等のALM・投資業務を担当しております。銀行・信託・証券連携による幅広い商品提供力を活かし、アジアトップクラスのグローバルマーケットプレイヤーをめざしてまいります。

■2019年度の取り組み内容（2019年度の経過及び成果）

セールス&トレーディング業務においては、お客さまへの商品提供力を一層高めるため、銀行・証券一体運営戦略の進化により、グループ総合力を活かしたソリューション提供の強化に努めてまいりました。

ALM・投資業務においては、金融市場における不透明感が高まる中、予兆分析やヘッジ手段の高度化、投資分散の徹底により、金融市場の転換局面を的確に捉えたポートフォリオ運営高度化に努めてまいりました。また、安定的な資金調達を通じたお客さまのグローバルビジネスのサポートに努めてまいりました。

■重点戦略（今後対処すべき課題）

地域毎の銀行・証券基盤統合の完遂やグローバルな連携強化により、価格競争力やソリューション提供力を向上させてまいります。また、商業銀行ビジネスによって培われた幅広い顧客基盤を活用した、証券ビジネスへの一層の注力・拡大により、金融市場参加者間の資金好循環の実現に貢献し、グローバル市場での一層のプレゼンス向上に向けて取り組んでまいります。

投資業務においては、市場環境の変化を早期に察知する「予兆管理」やアセットアロケーション高度化によりリスクテイク力を強化し、グローバル経済・投資環境の変化に留意しながら、実現益と評価損益のバランスを重視したポートフォリオ運営やESG/SDGs軸を取り込んだ投資決定に取り組んでまいります。また、ALMにおいては従来以上にグローバルに効率的な資金繰り運営や資金調達源の多様化による強靱なバランスシート運営を通じ、グループ全体のビジネス戦略に貢献してまいります。

(アセットマネジメントカンパニー)

アセットマネジメントに関連する業務を担当するカンパニーとして、銀行・信託・証券およびアセットマネジメントOne株式会社が一体となって、個人から機関投資家まで、幅広いお客さまの資産運用ニーズに応じた商品やサービスを提供しております。

■2019年度の取り組み内容（2019年度の経過及び成果）

個人のお客さまに対しては、人生100年時代においてますます重要性が高まる、中長期にわたる資産形成に適した投資信託や、個人型確定拠出年金（iDeCo）等のサービスを提供してまいりました。また、競争力のあるバランス型の投資信託の新規設定等、お客さまのニーズに応える商品開発にも努めてまいりました。年金基金等のお客さまに対しては、資産・負債の両面を踏まえたポートフォリオの分析・助言や、年金制度・運用両面からのコンサルティング提案等のサービスを提供してまいりました。

■重点戦略（今後対処すべき課題）

資産運用ビジネス本来の高い資本効率への構造転換に取り組むとともに、お客さまの中長期志向の資産形成をサポートし、国内金融資産の活性化に貢献してまいります。その達成に向けて、運用力・ソリューション提供力を強化し、アセットマネジメント機能の付加価値を高め、お客さまの期待を超える体験をグループ一体となって提供するとともに、イノベーションや業務プロセスの改革等を通じて、効率性や先進性を追求し、中長期にわたるビジネス成長基盤を強化してまいります。

(グローバルプロダクツユニット)

個人・法人・投資家等の幅広いセグメントのお客さまに向けた、投資銀行分野とトランザクション分野のソリューション提供業務を担当しております。M&Aや不動産、プロジェクトファイナンスから、国内外決済、資金管理、証券代行まで、各分野において高い専門性を発揮し、高度化・多様化するお客さまのニーズに応える事を目指してまいります。

■2019年度の取り組み内容（2019年度の経過及び成果）

グループ会社間の強固な連携と、高度な専門性の発揮により、お客さまの多岐にわたるニーズに対して包括的にサービスを提供してまいりました。あわせて、SDGsの観点を踏まえた資金提供や投資家への投資機会提供、マーケット環境を踏まえた新たなビジネス領域の拡大等にも取り組み、お客さまや社会の抱える課題の解決のためのソリューション提供力の強化に努めてまいりました。

■重点戦略（今後対処すべき課題）

グローバル経済の不確実性が高まる中、環境の変化を機敏に捉え、お客さまの付加価値創造や企業価値向上を最大限サポートしてまいります。また、事業の承継や再編、バランスシートの見直し等、法人のお客さまの成長戦略・経営戦略に応じて、グループ横断で最適なソリューションを提供してまいります。

資金管理・決済等のトランザクションや、プロジェクトファイナンス等の分野においては、国内外各拠点間で緊密に連携し、グローバルな投資家のニーズにも応えてまいります。加えて、各分野におけるプロフェッショナル人材の戦略的な育成により、専門性強化にも努めてまいります。

(リサーチ&コンサルティングユニット)

産業からマクロ経済まで深く分析するリサーチ機能と、経営戦略等の幅広い分野にわたるコンサルティング機能を担うユニットとして、多様なソリューションを提供しております。

■2019年度の取り組み内容（2019年度の経過及び成果）

ユニット内のリサーチ・コンサルティング機能を結集し、各カンパニーとの連携を一層強化することにより、「価値創造の“起点”」として、お客さまのビジネス変革への貢献に向けた支援や、社会の課題解決に向けた提言等を行ってまいりました。

■重点戦略（今後対処すべき課題）

デジタル化・グローバル化・少子高齢化のメガトレンドに加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不透明感等、経済・社会環境が大きく変化しています。リサーチ高度化、コンサルティング拡充等に取り組むことで、経済・社会の構造変化に対応した産業知見等の専門性を発揮するとともに、〈みずほ〉の価値創造のバリューチェーンの起点となって、お客さまや社会に対する新たな価値の創造に貢献してまいります。

2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

	(単位：億円)			
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	32,929	35,611	39,256	39,867
経常利益	7,375	7,824	6,141	6,378
親会社株主に帰属する当期純利益	6,035	5,765	965	4,485
包括利益	5,581	7,655	△1,105	76
純資産額	92,733	98,212	91,940	86,638
総資産	2,005,086	2,050,283	2,007,922	2,146,590

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

	(単位：億円)			
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
営業収益	3,780	3,050	3,313	754
受取配当額	3,281	2,560	2,911	366
銀行業を営む子会社	3,005	2,270	2,677	238
その他の子会社等	276	289	233	128
当期純利益	百万円 326,676	百万円 257,192	百万円 354,576	百万円 34,056
1株当たり当期純利益	12円91銭	10円13銭	13円97銭	1円34銭
総資産	92,693	105,848	116,371	128,237
銀行業を営む子会社株式等	54,544	54,544	54,544	54,544
その他の子会社株式等	6,201	6,201	6,201	6,247

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$1 \text{ 株当たり当期純利益} = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

3 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	株式会社 みずほ銀行 (連結)	みずほ信託銀行 株式会社 (連結)	みずほ証券 株式会社 (連結)	その他
設備投資の総額	169,277	67,992	4,233	59,157

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. みずほフィナンシャルグループの設備投資の総額は、「その他」に含めて記載しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

会社名	内容	金額
株式会社みずほ銀行	「(仮称)丸の内1-3計画」における土地(信託受益権)他の取得	145,121
みずほ信託銀行株式会社	「(仮称)丸の内1-3計画」における土地(信託受益権)他の取得	67,276
米州みずほ (Mizuho Americas LLC)	ニューヨークオフィス移転に伴う新規賃借ビル内オフィス構築	14,011

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決 権比率	当社への 配当額
				百万円	%	百万円
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	銀行業務	1923年 5月7日	1,404,065	100.00	0
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	1925年 5月9日	247,369	100.00	23,823
みずほ証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	1917年 7月16日	125,167	95.80	4,343
みずほ総合研究所株式会社	東京都千代田区	シンクタンク・コン サルティング業務	1967年 12月2日	900	100.00	361
みずほ情報総研株式会社	東京都千代田区	情報処理 サービス業務	1970年 5月11日	1,627	100.00	249
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区	投資運用業務 投資助言・代理業務	1985年 7月1日	2,000	51.00	7,896
株式会社みずほプライベート ウェルスマネジメント	東京都千代田区	コンサルティング 業務	2005年 10月3日	500	100.00	—
米州みずほ (Mizuho Americas LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	持株会社	2016年 6月20日	415,825 (3,820百万 米ドル)	100.00 (100.00)	—
JTCホールディングス株式会社	東京都中央区	持株会社	2018年 10月1日	500	27.00	—
株式会社オリエント コーポレーション	東京都千代田区	信販業務	1951年 3月15日	150,051	48.99 (48.99)	—
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	2000年 6月20日	51,000	100.00 (100.00)	—
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	2001年 1月22日	50,000	100.00 (100.00)	—
みずほリース株式会社	東京都港区	総合リース業務	1969年 12月1日	26,088	23.53 (23.53)	—
みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区	信用保証業務	1974年 11月29日	13,281	100.00 (100.00)	—
株式会社J.Score	東京都港区	レンディング業務	2016年 10月7日	7,500	50.00 (50.00)	—
LINE Credit株式会社	東京都品川区	貸金業務	2018年 5月1日	2,500	49.00 (49.00)	—
確定拠出年金サービス 株式会社	東京都中央区	確定拠出年金 関連業務	2000年 9月11日	2,000	60.00 (60.00)	—
みずほ不動産販売株式会社	東京都中央区	不動産仲介業務	1986年 7月15日	1,500	100.00 (100.00)	—
みずほファクター株式会社	東京都千代田区	ファクタリング業務	1977年 4月1日	1,000	100.00 (100.00)	—
LINE Bank設立準備 株式会社	東京都品川区	銀行業免許取得及び 銀行業開始に係る調 査及び準備業務	2019年 5月27日	1,000	49.00 (49.00)	—
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区	ベンチャー キャピタル業務	1983年 7月27日	902	49.99 (49.99)	—
ユーシーカード株式会社	東京都千代田区	クレジットカード 業務	2005年 10月1日	500	100.00 (100.00)	—

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決 権比率	当社への 配当額
				百万円	%	百万円
みずほ第一フィナンシャル テクノロジー株式会社	東京都千代田区	金融技術の調査・ 研究・開発業務	1998年 4月1日	200	60.00 (60.00)	—
みずほリアルティOne 株式会社	東京都中央区	持株会社	2015年 10月28日	100	100.00 (100.00)	—
株式会社みずほトラスト システムズ	東京都調布市	計算受託・ソフト ウェア開発業務	1972年 12月4日	100	50.00 (50.00)	—
みずほビジネスサービス 株式会社	東京都渋谷区	事務受託業務	2001年 6月29日	90	100.00 (100.00)	—
ジョイント・ストック・コマーシャル・ バンク・フォー・フォーリン・トレード・ オブ・ベトナム (Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam)	ベトナム 社会主義共和国 ハノイ市	銀行業務	1963年 4月1日	170,608 (37,088,774 百万ドン)	15.00 (15.00)	—
みずほ銀行 (中国) 有限公司 (瑞穂銀行 (中国) 有限公司)	中華人民共和国 上海市	銀行業務	2007年 6月1日	145,350 (9,500百万 人民元)	100.00 (100.00)	—
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	英国ロンドン市	証券業務 銀行業務	1975年 3月14日	94,737 (709百万 スターリング ポンド)	100.00 (100.00)	—
みずほセキュリティーズ アジアリミテッド (Mizuho Securities Asia Limited)	中華人民共和国 香港特別行政区	証券業務	1999年 4月30日	50,801 (3,620百万 香港ドル)	100.00 (100.00)	—
米国みずほ証券 (Mizuho Securities USA LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	証券業務	1976年 8月16日	46,716 (429百万 米ドル)	100.00 (100.00)	—
みずほキャピタル・ マーケット・エルエルシー (Mizuho Capital Markets LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	デリバティブ業務	1989年 1月27日	30,309 (278百万 米ドル)	100.00 (100.00)	—
欧州みずほ銀行 (Mizuho Bank Europe N.V.)	オランダ王国 アムステルダム市	銀行業務 証券業務	1974年 3月1日	22,948 (191百万 ユーロ)	100.00 (100.00)	—
インドネシアみずほ銀行 (PT.Bank Mizuho Indonesia)	インドネシア共和国 ジャカルタ市	銀行業務	1989年 7月8日	21,906 (3,269,574 百万ルピア)	98.99 (98.99)	—
ブラジルみずほ銀行 (Banco Mizuho do Brasil S.A.)	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州 サンパウロ市	銀行業務	1911年 1月11日	13,174 (628百万 レアル)	100.00 (100.00)	—
ルクセンブルグみずほ信託銀行 (Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 ミュンスパッハ市	信託業務 銀行業務	1989年 3月21日	11,427 (105百万 米ドル)	100.00 (100.00)	—
米国みずほ銀行 (Mizuho Bank (USA))	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	銀行業務 信託業務	1974年 11月29日	10,716 (98百万 米ドル)	100.00 (100.00)	—
みずほセキュリティーズ ヨーロッパ (Mizuho Securities Europe GmbH)	ドイツ連邦共和国 フランクフルト市	証券業務	2018年 6月10日	4,187 (35百万 ユーロ)	100.00 (100.00)	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 資本金の円貨換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、間接議決権比率を内数として表示しております。
5. LINE Bank設立準備株式会社、LINE Credit株式会社、みずほビジネスサービス株式会社を新たに重要な子会社等として加えております。
6. 興銀リース株式会社は、2019年10月1日付で商号をみずほリース株式会社に変更いたしました。また、みずほリース株式会社の設立年月日は、リース業としての設立年月日を記載しております。
7. JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更する予定です。

重要な業務提携の概況

株式会社みずほ銀行は、当社とLINE株式会社との間の、傘下のLINE Financial株式会社および株式会社みずほ銀行を通じた共同出資による準備会社の設立に関する合意に基づき、“スマホ銀行”の設立に向けて、LINE Financial株式会社との共同出資によりLINE Bank設立準備株式会社を設立しております。

株式会社みずほ銀行は、当社とLINE株式会社との間の、LINE Credit株式会社におけるこれまでにない革新的な独自のスコアリングプラットフォームの構築および、ユーザビリティの高いローンサービスの提供を目的とする、各社グループ会社であるLINE Financial株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社オリエントコーポレーションを引受先とする、LINE Credit株式会社による第三者割当増資実行に関する合意に基づき、LINE Credit株式会社に出資しております。

株式会社みずほ銀行は、株式会社クレディセゾンとの間で締結した包括的業務提携の解消等に関する基本合意書に基づき、株式会社クレディセゾン、ユーシーカード株式会社、株式会社キューピタスとの4者間で、包括的業務提携の終了に関する合意書等を締結しております。

5 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社みずほ銀行	860,000百万円	— 千株	— %
合計	860,000百万円	— 千株	— %

6 事業譲渡等の状況

該当するものではありません。

2 会社役員に関する事項

1 会社役員の場合

2020年3月31日現在の会社役員の場合は次の通りであります。

取締役

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
坂井 辰史	取締役	株式会社みずほ銀行 取締役 みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役	
石井 哲	取締役	株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員	
梅宮 真	取締役	株式会社みずほ銀行 常務執行役員	
若林 資典	取締役	株式会社みずほ銀行 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員 みずほ総合研究所株式会社 取締役社長	
江原 弘晃	取締役	株式会社みずほ銀行 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員	
佐藤 康博	取締役会長		
平間 久顕	取締役 監査委員 リスク委員長		財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
小杉 雅弘	取締役 監査委員		財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
関 哲夫	取締役(社外役員) 指名委員 報酬委員 監査委員長		財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
甲斐中 辰夫	取締役(社外役員) 指名委員長 報酬委員 監査委員	卓照総合法律事務所 所属弁護士 生命保険契約者保護機構 理事長 株式会社オリエンタルランド 社外監査役	
阿部 紘武	取締役(社外役員) 報酬委員 監査委員	公認会計士阿部紘武事務所	財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
山本 正巳	取締役(社外役員) 指名委員 報酬委員長	富士通株式会社 取締役シニアアドバイザー JFEホールディングス株式会社 社外取締役	
大田 弘子	取締役(社外役員) 取締役会議長 指名委員	政策研究大学院大学 教授 JXTGホールディングス株式会社 社外取締役 パナソニック株式会社 社外取締役	
小林 いずみ	取締役(社外役員) 指名委員 リスク委員	ANAホールディングス株式会社 社外取締役 三井物産株式会社 社外取締役	

(注) 1. 平間久顕氏および小杉雅弘氏は当社および株式会社みずほ銀行の主計部長ならびに当社監査委員としての経験を通じ、関哲夫氏は新日本製鐵株式会社CFOおよび当社監査委員としての経験等を通じ、阿部紘武氏は公認会計士や当社監査委員としての経験等を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 当社は、金融機関として、監査委員会の活動の実効性確保が肝要であるなか、金融業務や規制に精通している社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役の平間久顕氏および小杉雅弘氏の両氏を常勤の監査委員として選定しております。
3. 関哲夫氏は、2020年3月27日付でサッポロホールディングス株式会社監査役を退任しております。
4. 小林いずみ氏は、2019年6月19日付で日本放送協会経営委員会委員を退任しております。
5. 社外取締役である関哲夫、甲斐中辰夫、阿部紘武、山本正巳、大田弘子および小林いずみの6氏は、当社社外取締役の独立性基準を充足しているとともに、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。

当事業年度中に辞任・退任した取締役

氏名	地位および担当	その他
西山 隆憲	取締役	2019年4月1日辞任
柴田 保之	取締役	2019年4月1日辞任
菊地 比左志	取締役	2019年6月21日退任
綾 隆介	取締役  監査委員  リスク委員長	2019年6月21日退任
船木 信克	取締役  監査委員	2019年6月21日退任
川村 隆	取締役（社外役員）  指名委員長  報酬委員	2019年6月21日退任

(注) 地位および担当は辞任・退任時点のものであります。

執行役

氏名	地位および担当	重要な兼職
坂井 辰史*	執行役社長（代表執行役） グループCEO	株式会社みずほ銀行 取締役 みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役
加藤 純一	執行役専務（代表執行役） グローバルマーケットカンパニー長	みずほ証券株式会社 取締役
中村 昭	執行役専務 大企業・金融・公共法人カンパニー長	株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員 みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役
今井 誠司	執行役専務 グローバルコーポレートカンパニー長	株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員
大塚 雅広	執行役専務 リテール・事業法人カンパニー長	みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役

氏名	地位および担当	重要な兼職
石井 哲*	執行役専務 デジタルイノベーション担当役員兼IT・システムグループ長兼事務グループ長(CDIO兼グループCIO兼グループCOO)	株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員
梅宮 真*	執行役常務 財務・主計グループ長(グループCFO)	株式会社みずほ銀行 常務執行役員
小嶋 修司	執行役常務 コンプライアンス統括グループ長(グループCCO)	株式会社みずほ銀行 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員
若林 資典*	執行役常務 リサーチ&コンサルティングユニット長兼リスク管理グループ長(グループCRO)	株式会社みずほ銀行 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員 みずほ総合研究所株式会社 取締役社長
藤城 豪二	執行役常務 アセットマネジメントカンパニー長兼グローバルプロダクツユニット長	株式会社みずほ銀行 常務執行役員
菊地 比左志	執行役常務 企画グループ長(グループCSO)	株式会社みずほ銀行 常務執行役員
江原 弘晃*	執行役常務 人事グループ長(グループCHRO)	株式会社みずほ銀行 常務執行役員 みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員

(注) *印が付された者は、取締役を兼務する執行役であります。

当事業年度中に辞任した執行役

氏名	地位および担当	その他
岡部 俊胤	執行役副社長(代表執行役) リテール・事業法人カンパニー長	2019年4月1日辞任
安部 大作	執行役副社長 IT・システムグループ長兼事務グループ長(グループCIO兼グループCOO)	2019年4月1日辞任
本橋 克宣	執行役専務 アセットマネジメントカンパニー長	2019年4月1日辞任
野村 勉	執行役常務 内部監査グループ長(グループCA)	2019年4月1日辞任
西山 隆憲	執行役常務 コンプライアンス統括グループ長(グループCCO)	2019年4月1日辞任
柴田 保之	執行役常務 リスク管理グループ長(グループCRO)	2019年4月1日辞任

(注) 地位および担当は辞任時点のものであります。

(ご参考)

2020年4月1日付の執行役の状況は次の通りであります。

執行役

氏名	地位および担当
坂井 辰史	執行役社長（代表執行役） グループCEO

執行役選任理由

1984年より、当社グループの一員として、経営企画、投資銀行業務、国際業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOやみずほ証券株式会社取締役社長としての経営経験も豊富な人物であります。

業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
今井 誠司	執行役専務（代表執行役） 大企業・金融・公共法人カンパニー長 兼 グローバルプロダクツユニット長

執行役選任理由

1986年より、当社グループの一員として、国際業務、投資銀行業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

大企業・金融・公共法人カンパニー長およびグローバルプロダクツユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
石井 哲	執行役専務（代表執行役） デジタルイノベーション担当役員 兼 IT・システムグループ長 兼 事務グループ長 (CDIO 兼 グループCIO 兼 グループCOO)

執行役選任理由

1986年より、当社グループの一員として、デジタルイノベーション業務、IT・システム企画、事務企画、人事業務、国際業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

デジタルイノベーション担当役員、IT・システムグループ長および事務グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
大塚 雅広	執行役専務 リテール・事業法人カンパニー長

執行役選任理由

1986年より、当社グループの一員として、リテール業務、コンサルティング業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

リテール・事業法人カンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
福家 尚文	執行役専務 リテール・事業法人カンパニー共同カンパニー長

執行役選任理由

2016年より、当社グループの一員として、リテール業務、証券業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

リテール・事業法人カンパニー共同カンパニー長（対面個人ビジネス戦略）としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
永峰 宏司	執行役専務 欧州地域本部長（5月7日付で、グローバルコーポレートカンパニー長 兼 グローバルプロダクツユニット副ユニット長に就任）

執行役選任理由

1988年より、当社グループの一員として、国際業務、経営企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

欧州地域本部長、または、グローバルコーポレートカンパニー長およびグローバルプロダクツユニット副ユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
若林 資典	執行役専務 リスク管理グループ長（グループCRO）

執行役選任理由

1987年より、当社グループの一員として、リスク管理、リサーチ&コンサルティング業務、営業、企業審査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

リスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
梅宮 真	執行役専務 財務・主計グループ長（グループCFO）

執行役選任理由

1987年より、当社グループの一員として、財務企画、ポートフォリオマネジメント業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
菊地 比左志	執行役常務 内部監査グループ長（グループCA）

執行役選任理由

1988年より、当社グループの一員として、経営企画、人事業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
内部監査グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
江原 弘晃	執行役常務 人事グループ長（グループCHRO）

執行役選任理由

1987年より、当社グループの一員として、人事業務、事務企画、営業、内部監査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
人事グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
吉原 昌利	執行役常務 グローバルマーケティングカンパニー共同カンパニー長

執行役選任理由

1985年より、当社グループの一員として、市場業務、国際業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
グローバルマーケティングカンパニー共同カンパニー長（バンキング戦略）としての委嘱を踏まえ、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
芝田 康弘	執行役常務 グローバルマーケティングカンパニー共同カンパニー長

執行役選任理由

1986年より、当社グループの一員として、市場業務、国際業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
グローバルマーケティングカンパニー共同カンパニー長（セールス&トレーディング戦略）としての委嘱を踏まえ、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
石川 正道	執行役常務 アセットマネジメントカンパニー長 兼 企画グループ特定業務担当役員

執行役選任理由

1987年より、当社グループの一員として、アセットマネジメント業務、市場業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

アセットマネジメントカンパニー長および企画グループ特定業務担当役員としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
牛窪 恭彦	執行役常務 リサーチ&コンサルティングユニット長

執行役選任理由

1989年より、当社グループの一員として、マクロ調査、産業調査、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

リサーチ&コンサルティングユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
猪股 尚志	執行役常務 企画グループ長（グループCSO） 兼 特命事項担当役員

執行役選任理由

1990年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務、投資銀行業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

企画グループ長および特命事項担当役員としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
高田 政臣	執行役常務 コンプライアンス統括グループ長（グループCCO）

執行役選任理由

1989年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

コンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

2 会社役員に対する報酬等

基本方針

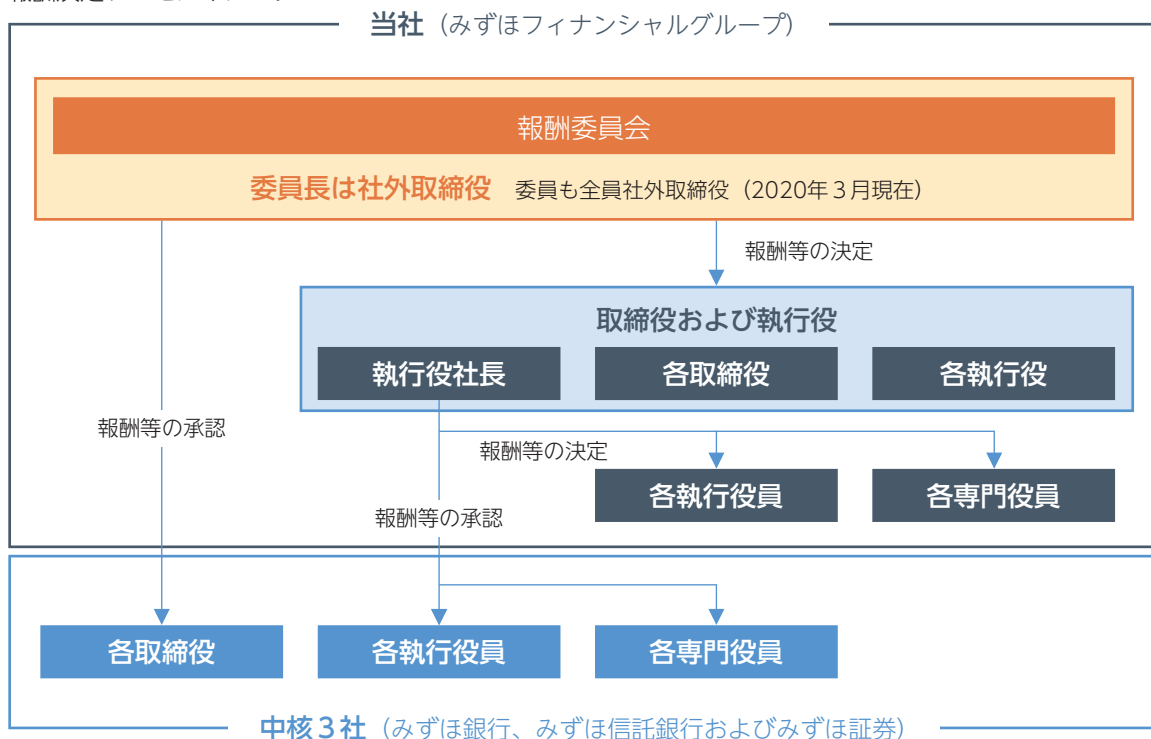
役員報酬は、当社グループの企業理念のもと、経営の基本方針に基づき、様々なステークホルダーの価値創造に資する経営の実現と当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を図るため、役員が役割を最大限発揮するためのインセンティブとして機能すると同時に、役員が果たすべき責任やその成果に対する対価として支給することを目的としています。

また役員報酬は、内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守するとともに、当社の中長期的な業績、同業者を含む他社の事例に加え、経済や社会の状況等も踏まえたうえで、役員が果たすべき役割・責任に応じたものとしています。

報酬決定プロセス

報酬委員会は、基本方針を踏まえて報酬体系を含む役員報酬制度の決定を行います。また、役員等が受ける個人別の報酬に関する公正性・客観性を確保するため、当社取締役および執行役の個人別の報酬等の決定、中核3社（みずほ銀行、みずほ信託銀行およびみずほ証券をいいます。以下同じ。）の取締役の個人別の報酬等の当社における承認等を行います。

報酬決定プロセスイメージ



報酬体系

役員等が受ける報酬は、原則として「基本給」、「株式報酬」および「業績給」の構成としています。

●業務執行を担う役員

固定報酬	基本給	役位に基づく基準額に、各役員等の役割・職責を反映した加算を行う体系とし、金銭にて毎月支給します。	50.0%	金銭 67.5%	
	株式報酬Ⅰ※	役位に応じて、当社株式を各役員等の退任時に支給します。	15.0%		
変動報酬	株式報酬Ⅱ※	役位に基づく基準額に、5ヵ年経営計画の達成状況等を反映した額に相当する当社株式を3年間に亘り繰延支給します。	17.5%		株式 32.5%
	業績給※	役位に基づく基準額に、管掌する組織（カンパニー・ユニット等）の業績等を反映し金銭を支給します。一定額以上については3年間に亘り繰延支給します。	17.5%		

※ 会社や本人の業績等次第で、報酬委員会の決議等により繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入しています。

※ 変動報酬は、原則として株式報酬Ⅱが0%～130%、業績給が0%～170%の範囲で変動致します。

●プロフェッショナル人材

現地報酬慣行や各対象役員の職責、業務特性、マーケットバリュー等を勘案して、個別に設計する場合があります。

●経営の監督を担う非執行の役員

監督機能を有効に機能させる観点から、「基本給」および「株式報酬Ⅰ」の固定報酬のみとし、その構成比率は、原則として、「基本給」：「株式報酬Ⅰ」＝85%：15%としています。

報酬額

取締役または執行役ごとの報酬等の総額および員数

取締役または執行役に対する、2019年度に係る報酬等（2019年度分）、および2019年度において支給しまたは支給する見込みの額が明らかとなった2018年度に係る報酬等（2018年度分）は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	人数 (注) 2	報酬等 (注) 3	報酬等の種類別の総額									
			2019年度分					2018年度分				
			基本給		株式報酬Ⅰ (退任時給付)		その他		業績給		株式報酬Ⅱ (在任時給付)	
人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額			
取締役	12名	302	12名	263	9名	38	12名	0	—	—	—	—
執行役	16名	341	12名	237	12名	62	12名	0	11名	19	11名	20
合計	28名	643	24名	501	21名	101	24名	1	11名	19	11名	20

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 記載人数は、2019年度分および2018年度分を通じての実支給人数を記載しております。
3. 記載金額は、2019年度分および2018年度分の合計金額を記載しております。
4. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。
5. 上記のうち、基本給およびその他の取締役の人数には、2019年6月21日付で退任した取締役3名を含んでおります。また、業績給および株式報酬Ⅱの執行役の人数には、2019年4月1日付で辞任した執行役4名を含んでおります。
6. 取締役および執行役の株式報酬Ⅰは、2019年7月に当社報酬委員会において2019年度分として役位に応じて付与した株式給付等ポイント（1ポイントが当社株式1株に換算されます）に、当社株式の帳簿価額（158.2734円/株）を乗じた額を記載しております。なお、株式報酬Ⅰは、業績連動性はなく、退任時に支給することを予定しております。
7. 執行役の業績給は、2019年7月に当社報酬委員会において2018年度分として決定した額を記載しております。
8. 執行役の株式報酬Ⅱは、2019年7月に当社報酬委員会において2018年度分として、役位および業績に応じて付与した株式給付等ポイントに、当社株式の帳簿価額（158.2734円/株）を乗じた額を記載しております。なお、これらは、2020年度より3年間に亘って繰延支給することを予定しております。
9. 2019年度に係る業績給および株式報酬Ⅱについては、現時点で金額が確定していないため、上記の報酬等には含めておりませんが、会計上は、所要の引当金を計上致しております。
10. その他は、2019年度に係る弔慰金保険料等、当社報酬委員会の決定に基づくものです。

3 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
関 哲夫	会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約
甲斐中辰夫	
阿部 紘武	
山本 正巳	
大田 弘子	
小林 いずみ	

4 取締役会および各委員会への出席状況

(2020年3月31日現在)

氏名		取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	リスク委員会
坂井 辰史		10/10回 (100%)				
石井 哲		8/8回 (100%)				
梅宮 真		10/10回 (100%)				
若林 資典		8/8回 (100%)				
江原 弘晃		8/8回 (100%)				
佐藤 康博		10/10回 (100%)				
平間 久顕	リスク委員長	8/8回 (100%)			12/12回 (100%)	7/7回 (100%)
小杉 雅弘		8/8回 (100%)			12/12回 (100%)	
関 哲夫	監査委員長	10/10回 (100%)	10/10回 (100%)	3/3回 (100%)	16/16回 (100%)	
甲斐中辰夫	指名委員長	10/10回 (100%)	10/10回 (100%)	3/3回 (100%)	16/16回 (100%)	
阿部 紘武		10/10回 (100%)		3/3回 (100%)	16/16回 (100%)	
山本 正巳	報酬委員長	8/8回 (100%)	9/9回 (100%)	3/3回 (100%)		
大田 弘子	取締役会議長	10/10回 (100%)	10/10回 (100%)			
小林 いずみ		10/10回 (100%)	10/10回 (100%)			8/8回 (100%)

- (注) 1.石井哲、若林資典、江原弘晃、平間久顕、小杉雅弘および山本正巳の6氏の取締役会への出席状況については、2019年6月の取締役就任以降、2019年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
- 2.山本正巳氏の指名委員会および報酬委員会への出席状況については、2019年6月の委員就任以降、2019年度に開催された指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。
- 3.平間久顕氏の監査委員会およびリスク委員会への出席状況については、2019年6月の委員就任以降、2019年度に開催された監査委員会およびリスク委員会への出席状況を記載しております。
- 4.小杉雅弘氏の監査委員会への出席状況については、2019年6月の委員就任以降、2019年度に開催された監査委員会への出席状況を記載しております。

3 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項 1 会社役員の状況」に記載の通りであります。社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき関係はありません。

2 社外役員の主な活動状況

社外役員の当事業年度における取締役会および各委員会への出席状況につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項 4 取締役会および各委員会への出席状況」に記載の通りであります。

社外役員は、取締役会等において、各々が有する豊富な経験と高い識見および専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会等における発言その他の活動状況
関 哲夫	4年9か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、業績に対するアカウンタビリティ、中長期的な課題への対応の必要性等について積極的な提言を行いました。また監査委員会の委員長として、監査委員会による5カ年経営計画の遂行状況モニタリングへの取組みを牽引しました。
甲斐中 辰夫	5年9か月	検事、裁判官および弁護士としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、内部統制システムの重要性、コンプライアンス管理強化について積極的な提言を行いました。また指名委員会の委員長として、適材適所を徹底した役員の基幹人事の決定・承認プロセスを牽引しました。
阿部 紘武	4年9か月	公認会計士としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、財務報告・内部監査・税務コンプライアンスの適切な運営を継続していくための体制整備、5カ年経営計画の現場浸透の必要性等について積極的な提言を行いました。
山本 正巳	9か月	経営者として豊富な経験と高い識見を活かし、デジタル金融の新しいビジネスモデル構築、サステナビリティへの取組み等について、積極的な提言を行いました。また報酬委員会の委員長として、2018年度の業績を踏まえた適切な役員報酬等の決定・承認プロセスを牽引しました。
大田 弘子	5年9か月	取締役会議長として、実効性の高い取締役会の運営を行いました。また、大学教授および内閣府特命担当大臣等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、ステークホルダーを意識した配当還元方針、5カ年経営計画における構造改革等について積極的な提言を行いました。
小林 いずみ	2年9か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、サステナビリティへの取組みのアカウンタビリティ、ビジネスモデルやカルチャーを転換していく必要性、様々なリスクが顕現化する中での適切なリスクモニタリング等について積極的な提言を行いました。

3 社外役員に対する報酬等

(2019年度分)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	118百万円	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4 当社の株式に関する事項

1 株式数

(2019年度末現在)

発行可能株式総数 **51,300,000,000株**

2 発行可能種類株式総数、発行済株式総数及び株主数

(2019年度末現在)

区 分	発行可能種類株式総数 株	発行済株式総数 株	株主数 名
普通株式	48,000,000,000	25,392,498,945	991,573
第一回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第二回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第三回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第四回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第一回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第二回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第三回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第四回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第一回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—
第二回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—
第三回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—
第四回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—

- (注) 1. 第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとしております。
 2. 第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとしております。
 3. 第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を超えないものとしております。
 4. 上記の普通株式の株主数は、単元未満株式のみを有する株主46,165名を含んでおりません。

3 大株主

普通株式

(2019年度末現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,642,845,500	6.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,109,233,400	4.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	545,964,100	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	522,476,800	2.05
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385151	443,776,306	1.74
S T A T E S T R E E T B A N K W E S T C L I E N T - T R E A T Y 505234	423,565,756	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	384,499,000	1.51
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 505103	293,537,902	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	280,082,100	1.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	263,338,400	1.03

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率につきましては、自己株式（3,622,415株）を除外して算定しております。

5 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社ならびに当社の子会社である株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社およびみずほ証券株式会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役および執行役員に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は以下の通りであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	発行価額 (新株予約権1個当たり)	行使価額 (株式1株当たり)	行使期間
第4回新株予約権	2011年12月8日	12,452個	普通株式 12,452,000株	91,840円	1円	2011年12月9日から 2031年12月8日まで
第5回新株予約権	2012年8月31日	11,776個	普通株式 11,776,000株	113,250円	1円	2012年9月3日から 2032年8月31日まで
第7回新株予約権	2014年12月1日	9,602個	普通株式 9,602,000株	186,990円	1円	2014年12月2日から 2034年12月1日まで

(注) 第1～3回、第6回は事業年度の末日において当社の会社役員が新株予約権を有していないため、記載を省略しております。

1 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	取締役および執行役の 保有人数と個数	
第4回新株予約権	77個	普通株式 77,000株	1名	77個
第5回新株予約権	151個	普通株式 151,000株	1名	151個
第7回新株予約権	283個	普通株式 283,000株	4名	283個

2 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等はありません。

6 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しております。

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。2019年度には、5ヵ年経営計画の策定とともに検討を重ねた結果、株主還元方針として、「当面は現状の配当水準を維持しつつ、資本基盤の一層の強化を進め早期の株主還元拡充を目指す」ことといたしました。引き続き「着実な株主還元」を実現してまいります。各年度の株主還元につきましては、この方針に則りながら、当社グループの業績、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制を始めとした国内外の規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、決定してまいります。

（その他留意事項）

「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「社外役員の意見」「会計監査人の責任限定契約」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「親会社等との取引に関する事項」「会計参与に関する事項」につきましては、該当事項はございません。

連結計算書類

連結貸借対照表 第18期末 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	41,069,745	預金	131,189,673
コールローン及び買入手形	584,686	譲渡性預金	13,282,561
買現先勘定	18,581,488	コールマネー及び売渡手形	2,263,076
債券貸借取引支払保証金	2,243,161	売現先勘定	17,971,098
買入金銭債権	2,688,273	債券貸借取引受入担保金	1,108,255
特定取引資産	13,248,734	コマーシャル・ペーパー	411,089
金銭の信託	411,847	特定取引負債	9,604,890
有価証券	34,907,234	借入金	5,209,947
貸出金	83,468,185	外国為替	509,405
外国為替	2,044,415	短期社債	373,658
金融派生商品	1,944,060	社債	8,906,432
その他資産	5,206,121	信託勘定借	1,055,510
有形固定資産	1,103,622	金融派生商品	1,619,151
建物	287,038	その他負債	6,111,195
土地	610,305	賞与引当金	75,175
リース資産	13,293	変動報酬引当金	2,559
建設仮勘定	72,290	退職給付に係る負債	62,113
その他の有形固定資産	120,694	役員退職慰労引当金	944
無形固定資産	636,139	貸出金売却損失引当金	637
ソフトウェア	429,136	偶発損失引当金	6,443
のれん	61,276	睡眠預金払戻損失引当金	27,851
リース資産	4,118	債券払戻損失引当金	18,672
その他の無形固定資産	141,608	特別法上の引当金	2,509
退職給付に係る資産	846,782	繰延税金負債	53,150
繰延税金資産	32,493	再評価に係る繰延税金負債	62,695
支払承諾見返	6,066,527	支払承諾	6,066,527
貸倒引当金	△424,446	負債の部合計	205,995,229
		(純資産の部)	
		資本金	2,256,767
		資本剰余金	1,136,467
		利益剰余金	4,174,190
		自己株式	△6,414
		株主資本合計	7,561,010
		その他有価証券評価差額金	823,085
		繰延ヘッジ損益	72,081
		土地再評価差額金	136,655
		為替換算調整勘定	△133,178
		退職給付に係る調整累計額	94,317
		その他の包括利益累計額合計	992,960
		新株予約権	213
		非支配株主持分	109,662
		純資産の部合計	8,663,847
資産の部合計	214,659,077	負債及び純資産の部合計	214,659,077

連結損益計算書 第18期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		3,986,701
資金運用収益	2,014,440	
貸出金利息	1,242,279	
有価証券利息配当金	266,861	
コールローン利息及び買入手形利息	5,356	
買現先利息	251,830	
債券貸借取引受入利息	18,779	
預け金利息	105,257	
その他の受入利息	124,074	
信託報酬	58,565	
役務取引等収益	778,842	
特定取引収益	406,539	
その他業務収益	412,114	
その他経常収益	316,198	
償却債権取立益	11,901	
その他の経常収益	304,296	
経常費用		3,348,823
資金調達費用	1,280,897	
預金利息	482,887	
譲渡性預金利息	124,332	
コールマネー利息及び売渡手形利息	8,686	
売現先利息	351,012	
債券貸借取引支払利息	7,041	
コマーシャル・ペーパー利息	15,484	
借入金利息	33,949	
短期社債利息	31	
社債利息	173,398	
その他の支払利息	84,073	
役務取引等費用	159,598	
特定取引費用	15,239	
その他業務費用	152,547	
営業経費	1,378,398	
その他経常費用	362,142	
貸倒引当金繰入額	161,005	
その他の経常費用	201,137	
経常利益		637,877
特別利益		2,239
固定資産処分益	2,239	
特別損失		21,399
固定資産処分損	6,138	
減損損失	15,224	
その他の特別損失	36	
税金等調整前当期純利益		618,717
法人税、住民税及び事業税	150,088	
法人税等調整額	11,408	
法人税等合計		161,496
当期純利益		457,221
非支配株主に帰属する当期純利益		8,652
親会社株主に帰属する当期純利益		448,568

連結株主資本等変動計算書 第18期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,256,767	1,138,449	3,915,521	△7,703	7,303,034
当期変動額					
剰余金の配当			△190,405		△190,405
親会社株主に帰属する当期純利益			448,568		448,568
自己株式の取得				△1,908	△1,908
自己株式の処分		△625		3,197	2,571
土地再評価差額金の取崩			1,117		1,117
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1,968			△1,968
利益剰余金から資本剰余金への振替		611	△611		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△1,981	258,668	1,288	257,975
当期末残高	2,256,767	1,136,467	4,174,190	△6,414	7,561,010

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,186,401	△22,282	137,772	△111,057	254,936	1,445,770	707	444,525	9,194,038
当期変動額									
剰余金の配当									△190,405
親会社株主に帰属する当期純利益									448,568
自己株式の取得									△1,908
自己株式の処分									2,571
土地再評価差額金の取崩									1,117
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△1,968
利益剰余金から資本剰余金への振替									—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△363,316	94,364	△1,117	△22,120	△160,619	△452,809	△493	△334,862	△788,165
当期変動額合計	△363,316	94,364	△1,117	△22,120	△160,619	△452,809	△493	△334,862	△530,190
当期末残高	823,085	72,081	136,655	△133,178	94,317	992,960	213	109,662	8,663,847

計算書類

貸借対照表 第18期末 (2020年3月31日現在)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	90,273
現金及び預金	43,233
前払費用	4,124
その他の流動資産	42,915
固定資産	12,733,504
有形固定資産	67,318
建物	4,004
器具及び備品	266
土地	32,125
建設仮勘定	30,922
無形固定資産	8,117
商標権	0
ソフトウェア	7,483
その他の無形固定資産	633
投資その他の資産	12,658,067
投資有価証券	2
関係会社株式	6,079,198
関係会社長期貸付金	6,539,818
長期前払費用	123
前払年金費用	19,196
その他	19,728
資産の部合計	12,823,777

(単位：百万円)

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	893,384
短期借入金	860,000
未払金	2,534
未払費用	27,360
未払法人税等	46
預り金	2,439
前受収益	1
賞与引当金	393
変動報酬引当金	609
固定負債	6,567,949
社債	6,414,818
長期借入金	125,000
繰延税金負債	1,414
退職給付引当金	7,076
その他の固定負債	19,641
負債の部合計	7,461,334
(純資産の部)	
株主資本	5,362,232
資本金	2,256,767
資本剰余金	1,196,659
資本準備金	1,196,659
利益剰余金	1,913,787
利益準備金	4,350
その他利益剰余金	1,909,437
繰越利益剰余金	1,909,437
自己株式	△4,982
評価・換算差額等	△3
その他有価証券評価差額金	△3
新株予約権	213
純資産の部合計	5,362,442
負債及び純資産の部合計	12,823,777

損益計算書 第18期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	75,424
関係会社受取配当金	36,673
関係会社受入手数料	38,750
営業費用	38,951
販売費及び一般管理費	38,951
営業利益	36,472
営業外収益	124,051
受取利息及び配当金	17
貸付金利息	123,353
その他の営業外収益	679
営業外費用	131,624
支払利息	1,862
社債利息	117,729
社債発行費	6,924
その他の営業外費用	5,108
経常利益	28,899
特別利益	11,105
固定資産売却益	10,865
関係会社株式処分益	239
特別損失	7
その他の特別損失	7
税引前当期純利益	39,997
法人税、住民税及び事業税	29
法人税等調整額	5,912
法人税等合計	5,941
当期純利益	34,056

株主資本等変動計算書 第18期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	2,256,767	1,196,659	13	1,196,673	4,350	2,066,399	2,070,749	△6,176	5,518,013	
当期変動額										
剰余金の配当						△190,405	△190,405		△190,405	
当期純利益						34,056	34,056		34,056	
自己株式の取得								△1,441	△1,441	
自己株式の処分			△625	△625				2,635	2,009	
利益剰余金から資本剰 余金への振替			611	611		△611	△611		—	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	—	—	△13	△13	—	△156,961	△156,961	1,194	△155,780	
当期末残高	2,256,767	1,196,659	—	1,196,659	4,350	1,909,437	1,913,787	△4,982	5,362,232	

	評価・ 換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
当期首残高	△0	707	5,518,720
当期変動額			
剰余金の配当			△190,405
当期純利益			34,056
自己株式の取得			△1,441
自己株式の処分			2,009
利益剰余金から資本剰 余金への振替			—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△3	△493	△496
当期変動額合計	△3	△493	△156,277
当期末残高	△3	213	5,362,442

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京 事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 竜二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田 裕志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 慎一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾 充洋	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 竜二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西田 裕志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 慎一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾 充洋	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査グループ等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社みずほフィナンシャルグループ 監 査 委 員 会

監 査 委 員 関 哲 夫 ㊟

監 査 委 員 甲斐中 辰 夫 ㊟

監 査 委 員 阿 部 紘 武 ㊟

監 査 委 員 平 間 久 顕 ㊟

(注) 監査委員 関哲夫、甲斐中辰夫および阿部紘武は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

決算の概要

決算の ポイント

連結業務純益+ETF関係損益等は、顧客部門・市場部門ともに順調に推移し年度計画6,200億円に対し、108%の達成率

親会社株主純利益は、与信関係費用にて新型コロナウイルスの影響を考慮した引当金をフォワード・ルッキングに804億円計上したことを主因に年度計画4,700億円に対し、95%の達成率

収益の状況

	(億円)	
	19年度	前年度比
連結粗利益 + ETF関係損益等 ※1	20,728	+ 2,451
経費 (除く臨時処理分等) ※2	△ 14,114	+ 291
連結業務純益 ※3+ETF関係損益等 ※1	6,725	+ 2,642
うち顧客部門 ※4	4,571	△ 61 ※6
うち市場部門 ※5	1,989	+ 2,163 ※6
(連結業務純益) ※3	(6,619)	(+2,685)
与信関係費用	△ 1,717	△ 1,521
株式等関係損益 - ETF関係損益等 ※1	1,265	△ 1,333
経常利益	6,378	+ 237
特別損益	△ 191	+ 4,786
親会社株主純利益 ※7	4,485	+ 3,520

カンパニー別業績

	グループ合算、 管理会計	
	業務純益	
	19年度	前年度比
リテール・事業法人カンパニー	165	+ 65
大企業・金融・公共法人カンパニー	2,489	△ 193
グローバルコーポレートカンパニー	1,787	+ 95
グローバルマーケティングカンパニー	1,989	+ 2,163
アセットマネジメントカンパニー	129	△ 27
カンパニー合計	6,560	+ 2,103
FG連結	6,725	+ 2,642

※1 2行合算のETF関係損益、みずほ証券連結の営業有価証券等損益の合計値106億円(前年同期比△43億円)

※2 経費(除く臨時処理分)-のれん等償却

※3 連結粗利益-経費(除く臨時処理分)+持分法による投資損益等連結調整

※4 顧客部門:リテール・事業法人カンパニー、大企業・金融・公共法人カンパニー、グローバルコーポレートカンパニー、アセットマネジメントカンパニーの合計

※5 市場部門:グローバルマーケティングカンパニー

※6 前年度の計数を2019年度管理会計ルールに組み替えて算出

※7 親会社株主に帰属する当期純利益

※8 グローバルマーケティングカンパニーにはETF関係損益、FG連結には2行合算のETF関係損益、みずほ証券連結の営業有価証券等損益を含む

※9 業務粗利益-経費(除く臨時処理分等)+持分法による投資損益-のれん等償却



2019年度決算の詳細はHPでご覧いただけます。

みずほ 決算説明資料

検索

貸借対照表 連結

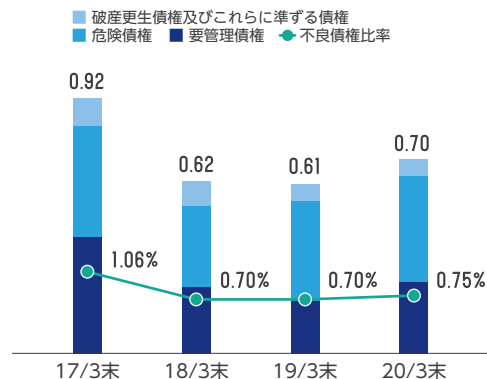
()内は2019/3末比

総資産 **214兆円** (+13.8兆円)

貸出金	預金・譲渡性預金						
83兆円 (+ 5.0兆円)	144兆円 (+ 6.8兆円)						
有価証券	その他						
34兆円 (+ 5.1兆円)	61兆円 (+ 7.5兆円)						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">日本国債</td> <td style="font-size: small;">13.0兆円(+0.0兆円)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">外国債券</td> <td style="font-size: small;">13.0兆円(+5.1兆円)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">株式</td> <td style="font-size: small;">2.7兆円(△0.7兆円)</td> </tr> </table>	日本国債	13.0兆円(+0.0兆円)	外国債券	13.0兆円(+5.1兆円)	株式	2.7兆円(△0.7兆円)	純資産
日本国債	13.0兆円(+0.0兆円)						
外国債券	13.0兆円(+5.1兆円)						
株式	2.7兆円(△0.7兆円)						
その他	8兆円 (△ 0.5兆円)						
96兆円 (+ 3.7兆円)							

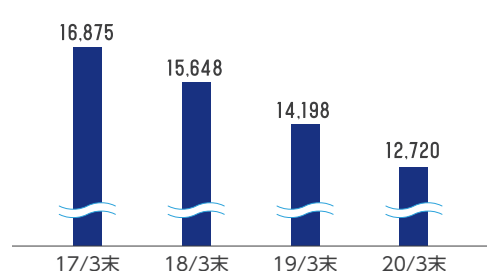
金融再生法開示債権 連結 ^{※10}

(兆円)



株式残高 ^{※11 ※12} 連結

(億円)



自己資本の状況 連結

	2019/3末	2020/3末	求められる水準 ^{※13}
(1) 普通株式等Tier1比率	12.76%	11.65%	8.0%
(2) Tier1比率	15.94%	14.52%	9.5%
(3) 総自己資本比率	18.85%	17.25%	11.5%
(4) レバレッジ比率	4.42%	4.08%	3.0%

※10 信託勘定を含む

※11 その他有価証券で時価のあるもの

※12 取得原価

※13 カウンター・シクリカル・バッファーを除く



用語解説

普通株式等Tier1比率

普通株式等Tier1は、国際的な自己資本比率規制(バーゼルⅢ)における自己資本のうち、特に資本性の高い普通株式等で構成されるものです。この普通株式等Tier1のリスク・アセットに対する比率が普通株式等Tier1比率であり、銀行の健全性を示す指標として用いられています。



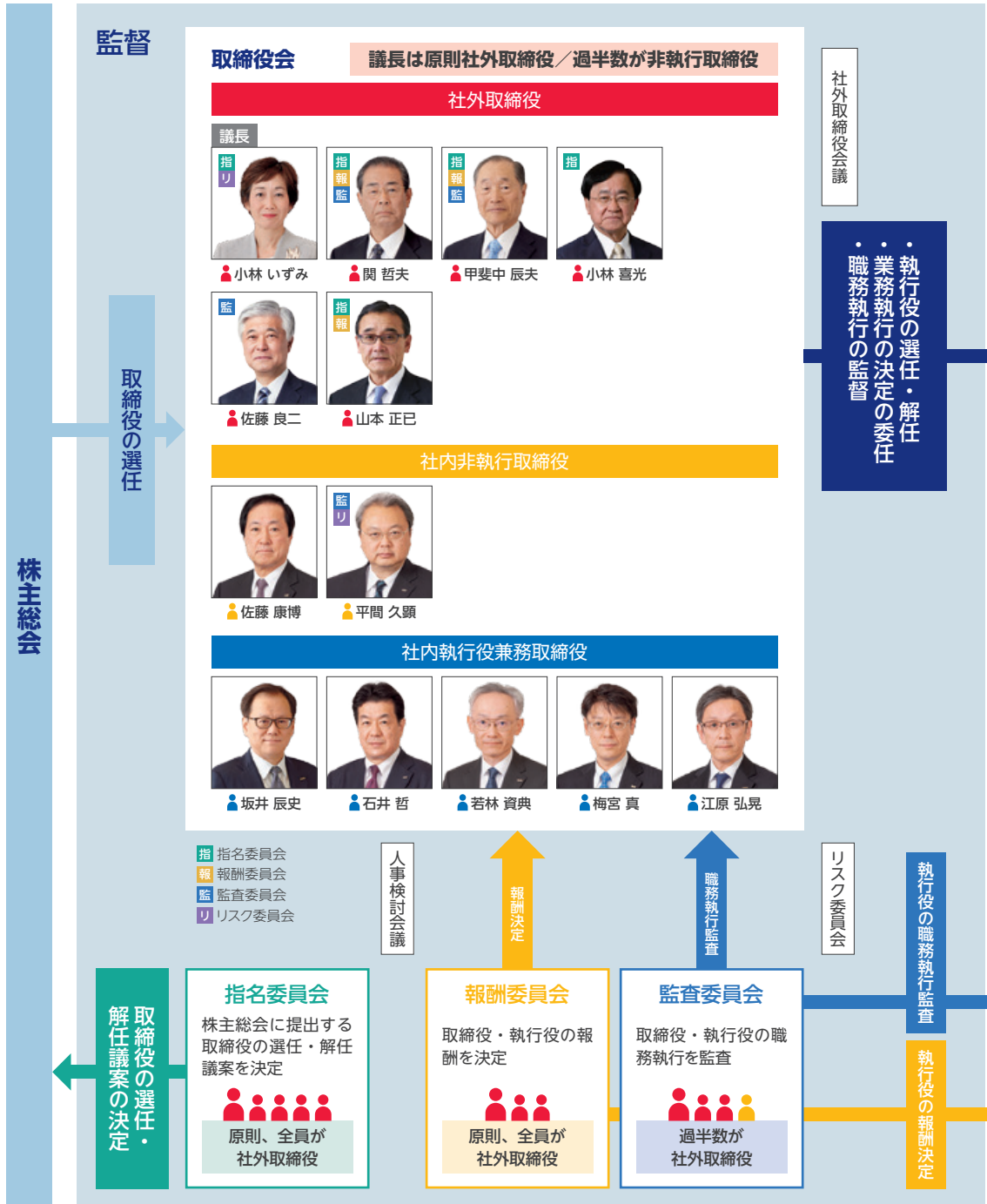
自己資本についての詳細はHPでご覧いただけます。

みずほ 自己資本

検索

これからの経営体制

本定時株主総会でのご承認を前提として今後の経営体制を以下の通り予定しています。



経営 取締役会からの委任に基づく業務の執行の決定と業務執行を実施

執行役



執行役社長
(代表執行役)
グループCEO
坂井 辰史

石井 哲

執行役専務 (代表執行役)
デジタルイノベーション担当役員
兼IT・システムグループ長 兼 事務グループ長
(CDIO 兼 グループCIO 兼 グループCOO)

若林 資典

執行役専務
リスク管理グループ長
(グループCRO)

梅宮 真

執行役専務
財務・主計グループ長
(グループCFO)

菊地 比左志

執行役常務
内部監査グループ長
(グループCA)

江原 弘晃

執行役常務
人事グループ長
(グループCHRO)

猪股 尚志

執行役常務
企画グループ長
(グループCSO)

高田 政臣

執行役常務
コンプライアンス統括グループ長
(グループCCO)

5カンパニー

リテール・事業法人

Retail & Business Banking Company

大塚 雅広 執行役専務
リテール・事業法人カンパニー長
福家 尚文 執行役専務/リテール・事業法人カンパニー共同
カンパニー長(対面個人ビジネス戦略)

個人

中小企業

中堅企業

大企業・金融・公共法人

Corporate & Institutional Company

今井 誠司 執行役専務 (代表執行役)
大企業・金融・公共法人カンパニー長

大企業法人

金融法人

公共法人

グローバルコーポレート

Global Corporate Company

永峰 宏司 執行役専務
グローバルコーポレートカンパニー長

米州

欧州

東アジア

アジア・オセアニア

グローバルマーケット

Global Markets Company

吉原 昌利 執行役常務/グローバルマーケットカンパニー共同
カンパニー長(バンキング戦略)
芝田 康弘 執行役常務/グローバルマーケットカンパニー共同
カンパニー長(セールス&トレーディング戦略)

投資家

アセットマネジメント

Asset Management Company

石川 正道 執行役常務
アセットマネジメントカンパニー長

投資家

2ユニット

グローバルプロダクツ

Global Products Unit

今井 誠司 執行役専務 (代表執行役)
グローバルプロダクツユニット長

トランザクション

インベストメントバンキング

リサーチ&コンサルティング

Research & Consulting Unit

牛窪 恭彦 執行役常務
リサーチ&コンサルティングユニット長

政策保有株式に関する方針

上場株式の政策保有に関する方針

- 当社及び当社の中核3社[※]は、政策保有株式について、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針とします。
- 保有の意義が認められる場合とは、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点や、現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証結果を踏まえ、取引先及び当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を言います。
- 上記各社は、保有する株式について、個別銘柄ごとに、定期的、継続的に保有の意義を検証し、その意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を行います。また、その意義が認められる銘柄についても、対話を通じて削減に努めていきます。

政策保有株式に係る議決権行使基準

- 当社及び当社の中核3社は、発行会社が適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているかという観点や、当社グループの企業価値向上の観点も踏まえ、総合的に賛否を判断し議決権行使を行います。
なお、会社議案に賛成できないと判断する際は、売却の可否について検討を行うことがあります。
- 具体的な議案検討に際しては、発行会社との対話や専門部署による検証等を通じ、議案の賛否を検討します。特に、以下の企業価値や株主利益に影響を与える可能性のある議案については、その目的及び企業価値向上に向けた考え方等を確認した上で、賛否を総合的に判断します。

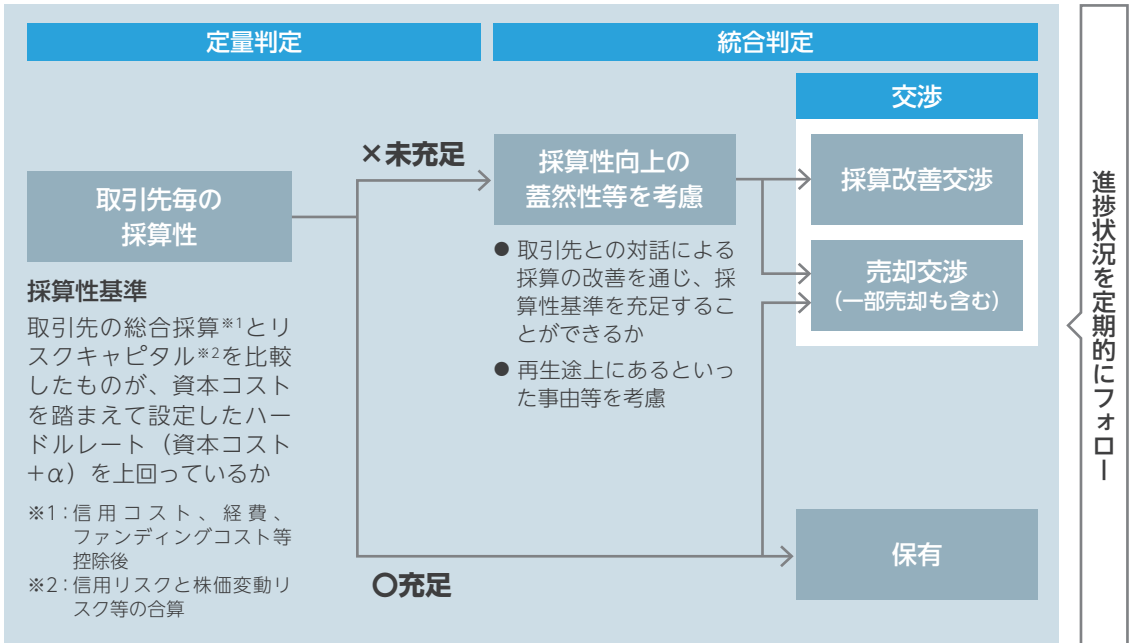
- 赤字や無配が一定期間に亘る場合や企業不祥事が発生した場合等の取締役・監査役の再任議案、退職慰労金贈呈議案、賞与支給及び報酬増額議案
- 資本収益性の水準が長期に亘り低迷している場合や総会後の独立社外取締役が2名未満となる場合の代表権のある取締役の再任議案
- 低配当が継続している場合や財務の健全性に悪影響を与え得る場合の剰余金処分議案
- 買収防衛策の導入・継続議案
- 合併等の組織再編関連議案
- 新株発行等の資本政策関連議案
- 総合的な希薄化を招くストックオプション付与議案
- 株主価値等に影響を与え得る定款変更議案
- 株主提案議案 等

※ 「中核3社」とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券をいう。

保有意義検証のプロセス

「上場株式の政策保有に関する方針」を踏まえ、以下のようなプロセスで保有意義の検証を実施しています。

採算性等を基準とした保有意義の検証

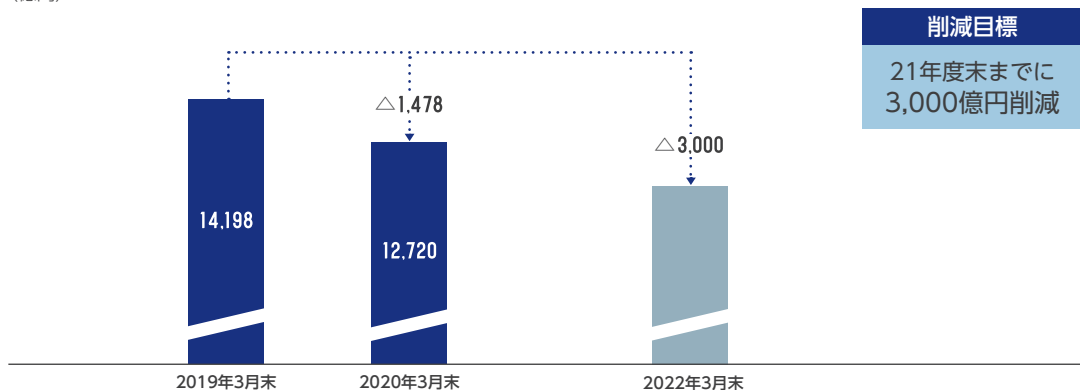


政策保有株式削減の取組み

削減実績及び目標

連結
取得原価ベース

(億円)



※その他有価証券のうち時価のあるもの

議決権行使方法に関するご案内

議決権行使のお願い

株主総会の議決権行使を通じて皆さまの声をお聞かせください。以下をご参照いただき、いずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の場合



詳細につきましては
下記
をご覧ください。

株主総会にご出席されない場合(事前の議決権行使について)

スマートフォン



カンタン 安全・安心
1分目安の
スピード行使。
自動認証システム大賞
「優秀賞」受賞。

詳細につきましては
96頁
をご覧ください。

パソコン



詳細につきましては
96頁
をご覧ください。

郵送



詳細につきましては
97頁
をご覧ください。

開催 場所

東京国際フォーラム(ホールC)

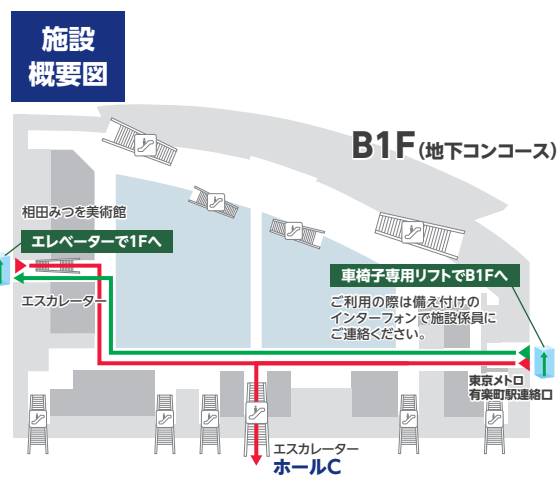
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

同封の「議決権行使書」を会場受付へご提出ください。また、第18期定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

会場 のご案内



施設 概要図



- ・公共交通機関のご利用をお願いします。
- ・例年開催間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- ・株主さまへのお土産をご用意しておりません。
- ・ホールCの入口は地上広場(有楽町)側となります。

「スマート行使」のメリット

メリット1 1分目安の スピード行使

QRコードを
読み取るだけなので
手間がかかりません！

いつでも・どこでも
安心・便利。



あおまる

みずほ公式キャラクター
©2020 Mizuho Financial Group, Inc.

メリット2 セキュリティ万全 安心の行使

自動認識システム大賞
「優秀賞」を受賞！

メリット3 場所を選ばずに 行使が可能

議決権行使書への記入、
ポストへの投函が不要！

メリット4 ペーパーレスで 環境に配慮

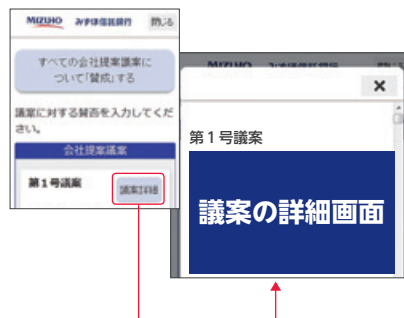
スマートフォンで
すべて完結するので
地球にやさしい！

スマート行使の手順は
96頁をご覧ください。

さらに、スマートフォンで議案もご確認いただけます。

「議案詳細」で
議案を確認できるよう
になりました。

スマート行使の機能が拡張され、議案の詳細をスマートフォンでご確認いただいたうえで議決権を行使いただけるようになりました。





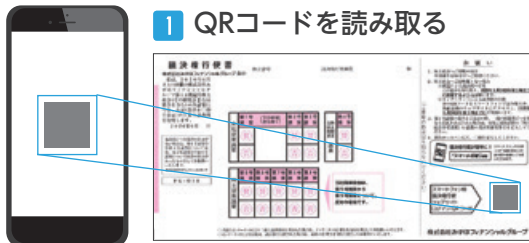
インターネットによる議決権行使

議決権行使期限

2020年6月24日(水曜日)午後5時送信分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにて議案の賛否をご入力ください。議案の内容は株主総会参考書類（14頁～44頁）をご参照ください。

スマートフォンから



1 QRコードを読み取る

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

QRコードを読み取るだけ！

Easy

文字入力不要！

Easy



パソコンから

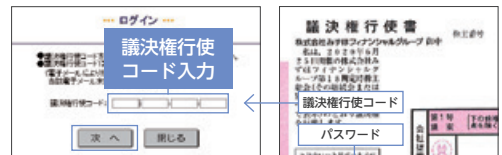
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト

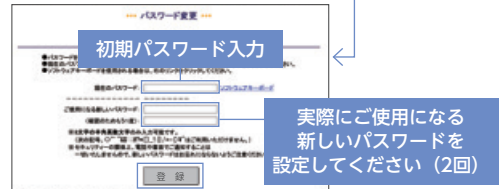
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

または 議決権行使 みずほ 検索

2 ログイン



3 パスワードの入力・変更



4 メイン画面から「ご投票」を選択

賛否を入力

入力内容確認

行使完了

- パソコンから行使される場合（「スマート行使」の場合は除きます。）のパスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。また、パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。

- 議決権行使ウェブサイト・スマート行使は一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにて複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

スマート行使で一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にて変更ください。

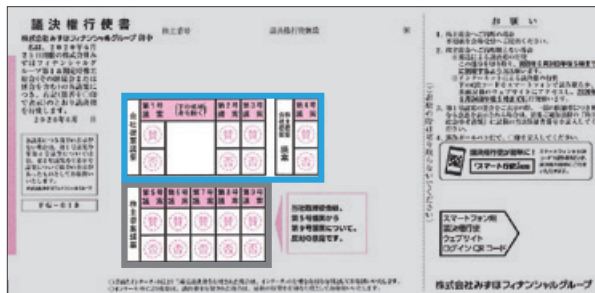


郵送による議決権行使

議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時到着分まで

同封の「議決権行使書」に、各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議案の内容は株主総会参考書類（14頁～44頁）をご参照ください。



議決権行使書の記載例

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

第1号議案 会社提案議案	第2号議案 議案	第3号議案 議案	第4号議案 会社提案議案
賛		賛	賛
否		否	否

第5号議案 株主提案議案	第6号議案 議案	第7号議案 議案	第8号議案 議案	第9号議案 議案
賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否

当社取締役会は、第5号議案から第9号議案について、反対の意見です。

ご賛同いただける場合、株主提案には「賛」ではなく「否」になりますのでご注意ください。

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

第1号議案 会社提案議案	第2号議案 議案	第3号議案 議案	第4号議案 会社提案議案
賛		賛	賛
否		否	否

第5号議案 株主提案議案	第6号議案 議案	第7号議案 議案	第8号議案 議案	第9号議案 議案
賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否

当社取締役会は、第5号議案から第9号議案について、反対の意見です。

- ※ 各議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案、会社提案および株主提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ 第1号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコン・スマートフォンの操作方法等が不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524

受付時間 9:00～21:00
土・日・休日を除く

単元未満株式の買取・買増請求制度について

■ 単元未満株式の買取・買増請求制度

単元未満株式は、そのままでは市場での売買ができません。
当社では、以下のように買取・買増請求制度を設けております。

買取
請求

100株未満の株式を、当社に対して市場価格で売却できる制度です。

60株 - 60株 =  現金化

当社に市場価格で売却

買増
請求

100株(単元株)に不足する数の株式を、当社から市場価格で購入し、
単元株にすることができる制度です。

(例) 60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることができます。

60株 + 40株 = 100株 単元株式
(100株)

40株を、当社から
市場価格で購入

お手続きの詳細、手数料等は、お取引のある証券会社等にご確認ください。

■ お手続きの方法

● 証券会社の口座に記録されている単元未満株式

お取引口座のある証券会社(口座管理機関)にお問い合わせください。

● 特別口座^(※)に記録されている単元未満株式

みずほ信託銀行にお問い合わせください。

※2009年1月に株券が一斉に電子化された際、当社の株券を証券保管振替機構に預託されなかった株主さまの権利を保全するため、当社がみずほ信託銀行に開設した口座。

お問い合わせ先

【当社株主名簿管理人および特別口座 口座管理機関】

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

郵便物送付先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話連絡先 0120-288-324(フリーダイヤル)

受付時間 9時~17時(土・日・祝日を除く)

HPアドレス <https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html>

■ ご注意事項

- (1) 買取価格および買増価格は、当該請求が当社の株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所における当社株式の最終価格に当該請求株式数を乗じた額となります。
- (2) 買取請求および買増請求をされた後の取り消しはできません。
- (3) 決算期の基準日直前など、請求の受付を停止する期間があります。
- (4) 買増制度を利用し単元株式に整理されても、特別口座のままでは市場での売却はできません。証券会社の口座にお振替えいただくことが必要となります。

株主の皆さまとのより充実した対話に向けて

〈みずほ〉では、株主総会をはじめ、個人投資家向け説明会やWEBサイト等を通じて、株主の皆さまとの双方向のコミュニケーションの充実に積極的に取り組んでおります。

■ 情報発信

- 株主総会ライブ中継
- 株主総会動画(報告事項・質疑応答部分)配信
- 個人投資家向けオンライン説明会
- IRサイト

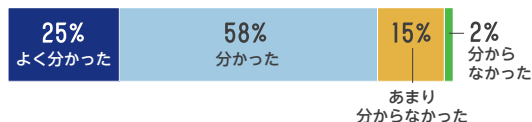


■ アンケート

第17期定時株主総会

会場にて1,186名の株主さまからご回答をいただきました。

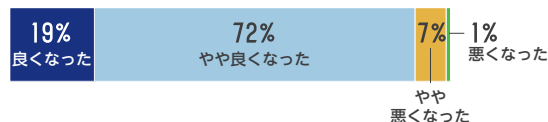
事業報告の分かり易さ



株主通信 (第18期中間 株主の皆さまへ)

4,473名の株主さまからご回答をいただきました。

お読みいただいた後の当社への印象



新型コロナウイルスへの対応と株主の皆さまへのお願い

事前の議決権行使のお願い

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本年は株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を強くお願い申し上げます。

なお、事前の議決権行使方法についてはP96-97をご覧ください。

株主総会の動画配信について

- 本株主総会当日の報告事項・質疑応答の動画は、6月26日以降、右の当該企業情報サイトからご視聴いただけますので、ご活用ください。

みずほ 総会動画 検索



株主総会にご出席される場合の留意事項

- ご来場される株主さまは、株主総会開催日現在の国内の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防に配慮いただきますようお願い申し上げます。また、株主総会会場にて、感染リスクを抑えるため入場をお断りし、または退場をお願いすることがあります。
- 開催日現在の状況に応じ、会場系のマスク着用や、アルコール消毒液の設置など感染予防のための措置を講じてまいります。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック準備等のため、昨年のホールAからホールCに会場が変更されています。昨年よりも席数が1/4となり、さらに、感染拡大防止のため座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。なお、ホールCの入口は地上広場(有楽町)側となります。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)を簡潔に行います。株主の皆さまにおかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使について



議決権行使期限

2020年6月24日(水)午後5時まで

インターネットまたは郵送により、議決権行使をお願いします。

スマートフォンでカンタンに
招集通知の閲覧・議決権行使ができます!

約1分で手軽に行使

セキュリティも万全

 スマート招集 招集通知の 閲覧はこちら		QRコードによる 議決権行使 議決権行使書をご 用意ください	
--	---	---	---

議決権行使に関するご案内(開催場所の詳細等)はP94から



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。